

山ノ内町公共施設等総合管理計画



平成29(2017)年3月策定

(令和4(2022)年3月改訂)

山ノ内町

山ノ内町公共施設等総合管理計画：目次

第1章 公共施設等総合管理計画について	
1 背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 施設の対象範囲	2
第2章 山ノ内町について	
1 概況	3
2 沿革	3
第3章 本町を取り巻く社会的状況	
1 人口の動向及び将来の見通し	4
(1) 人口・世帯数の推移	4
(2) 年齢階層別人口	5
(3) 将来人口	7
2 財政状況	9
(1) 歳入の状況	9
(2) 歳出の状況	10
(3) 投資的経費と地方債残高	11
(4) 有形固定資産減価償却率	12
3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察	13
第4章 公共施設等の現況及び将来の見通し	
1 公共建築物の現状	14
(1) 公共建築物の保有状況	14
(2) 築年別整備状況	15
(3) 耐震化実施状況	16
2 インフラ施設の現状	17
(1) インフラ施設の保有状況	17
3 過去に行った対策の概要	20
(1) 施設の再整備	20
(2) 施設数の縮減	20
(3) 各種計画の策定状況	20
4 将来の更新費用の推計	21
(1) 個別施設計画策定による効果額の算出方法	21
(2) 単純更新における将来の更新費用の推計	22
(3) 個別施設計画等における将来の更新費用の推計	23
(4) 将来の更新費用の推計（普通会計及び公営企業会計）	24
(5) 中長期的な経費の見込み	25
第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
1 計画期間	26
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	26
3 現状や課題に関する基本認識	28
4 公共施設等の管理の数値目標	29
(1) 公共建築物保有量の縮減目標	29
(2) インフラ施設	29

5 公共施設等の管理に関する基本的な方針	30
(1) 点検・診断等の実施方針	30
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	30
(3) 安全確保の実施方針	31
(4) 耐震化の実施方針	31
(5) 長寿命化の実施方針	31
(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	32
(7) 複合化・集約化の推進方針	32
(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	32
6 P D C A サイクルの推進	33

第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 主な施設類型ごとの方向性	34
(1) 文化・コミュニティ施設	35
(2) 学校施設	36
(3) 子育て支援施設	37
(4) 健康福祉施設	38
(5) 住宅施設	39
(6) 公園	40
(7) 観光施設	41
(8) 農林施設	42
(9) 庁舎等施設	43
(10) 消防施設	44
(11) インフラ施設の方向性	46

第1章 公共施設等総合管理計画について

1 背景と目的

全国的に公共建築物及びインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）の老朽化対策が大きな課題となっています。国は国土強靱化を図るべく平成 25（2013）年 11 月にインフラ長寿命化基本計画を策定し、各地方公共団体に対し「公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進について」（平成 26（2014）年 4 月 22 日付総財務第 74 号）により公共施設等総合管理計画の策定を要請しました。その後、個別施設計画の推進を踏まえ、平成 30（2018）年 2 月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が改訂され、総合管理計画の充実を図ることが求められています。

山ノ内町においても多様な行政需要や住民ニーズの高まりにより、公共施設等を多く建設してきましたが、近い将来一斉に改修・更新時期を迎え、今後修繕・更新等に多額の費用が必要になると見込まれます。

一方、財政面でも、今後の人口減少等により町税収入の伸びは期待できず、少子高齢化社会が進む中、社会保障に係る経費の増大などにより、財政状況が悪化することが予測されます。このことから、固定費ともいえる公共施設等の更新に係る費用を、適正な水準に抑えることが喫緊の課題となっています。

以上のような本町を取り巻く課題に対し、長期的な視点をもって公共施設等の利活用の促進や複合化・集約化・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の修繕・更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、住民ニーズを的確に捉え、公共施設等の全庁的、総合的な管理を推進するため、山ノ内町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を平成 29（2017）年 3 月に策定しました。

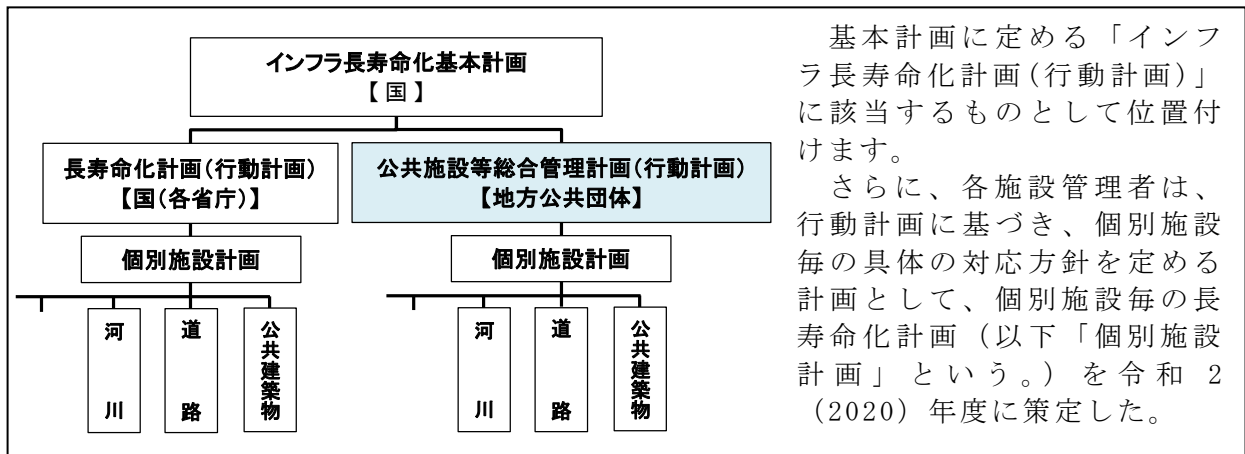
今回定める改訂版は、これまで進めてきた公共施設等に関する取組や各施設管理者が定めた個別施設計画の考え方を踏まえた見直しを行うものです。

2 計画の位置付け

本計画は、既存の公共施設等について、長期的・経営的な視点をもって、総合的・計画的にマネジメントしていくための基本的な方針を示すものです。

本計画を実施するにあたっては、この基本方針に基づいて、町の上位計画である「第 6 次山ノ内町総合計画」「山ノ内町国土強靱化地域計画」等各種関連する計画との整合性を図りながら、進めていくこととします。

◆図表 1-1 本計画の位置付け

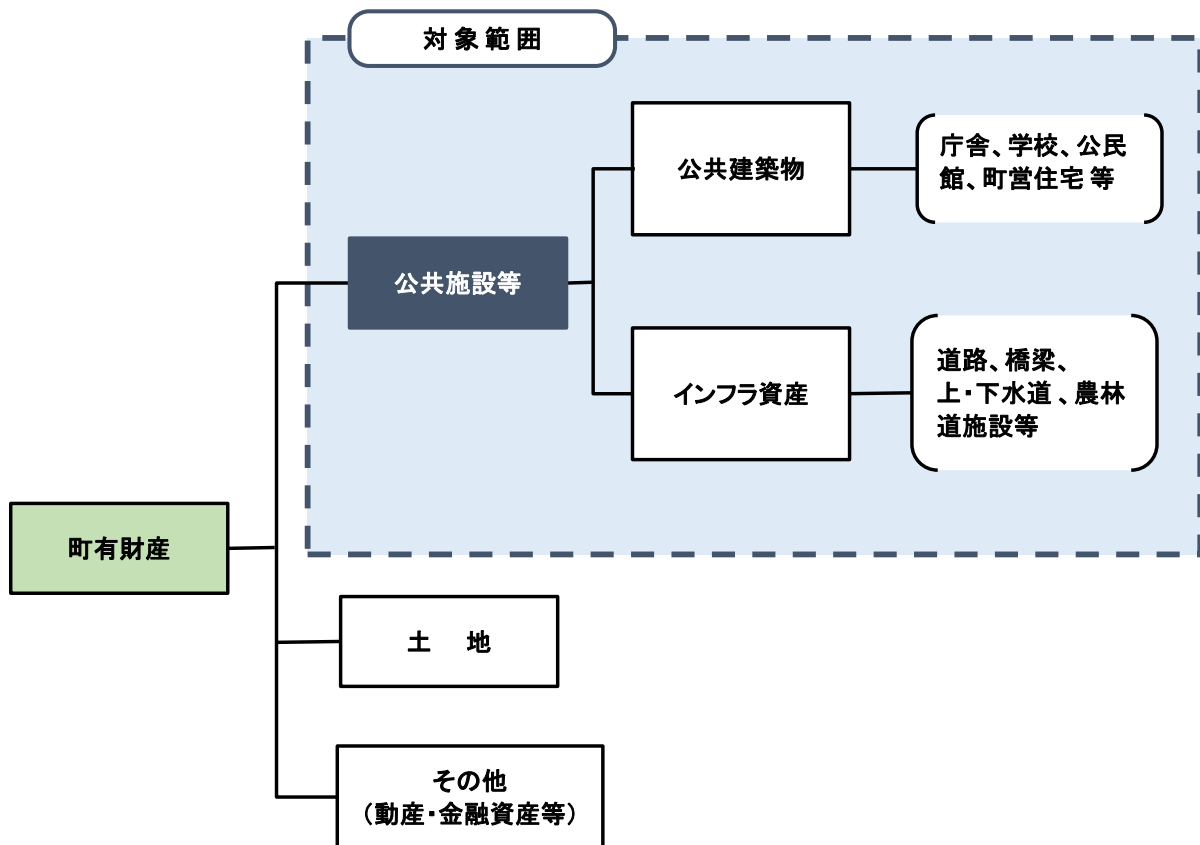


3 施設の対象範囲

本計画で取り扱う対象施設は、令和3（2021）年3月末時点の本町が所有する学校・町営住宅・庁舎等の建築物系施設や道路、橋梁、上・下水道等のインフラ施設を対象とします。

令和3（2021）年3月策定の「山ノ内町公共施設個別施設計画」と整合性を図るため、施設分類を大分類から、所管部署別類型に変更しました。

◆図表 1-2 対象範囲の略図



第2章 山ノ内町について

1 概況

本町は、長野県の北東部、上信越高原国立公園の中心に位置し、東西 39km、南北 12km の行政区域を有し、西は高社山と箱山支脈を境として中野市に隣接し、北は木島平村及び栄村に接しています。また、南に笠ヶ岳、三沢山を境として上高井郡高山村に接し、東は群馬県と県境をなしています。

地形は、周囲が山々に固まれた盆地状の傾斜地をなしており、町の面積 265.90 ㎏のうち、森林が 88%（うち 7 割余が志賀高原）を占め、農用地は 4%、宅地は 1% で、集落は河岸段丘や扇状地状の緩やかな傾斜地に発達しています。



2 沿革

山ノ内町の歴史は古く、1 万年以上も前の旧石器時代から人々が暮らしていたことが知られています。鎌倉時代に入ると、高梨氏、夜交氏、小島氏などの地方豪族の支配下におかれ、江戸時代には夜間瀬が幕府直轄領（天領）、湯田中・志賀は真田領として松代藩の支配を受けました。

明治 22（1889）年の市町村制の施行とともに平穏・穂波・夜間瀬の三つの村によって構成されるようになりました。その後、昭和 29（1954）年 4 月平穏村が平穏町となり、昭和 30（1955）年 4 月、1 町 2 村が合併して今日の山ノ内町となって現在に至っています。

各自治体の平成大合併が進むなか、平成 15（2003）年 10 月に町の合併を問う住民投票を執行し、本町は自らの選択により「自立のまちづくり」を目指すこととなりました。

第3章 本町を取り巻く社会的状況

1 人口の動向及び将来の見通し

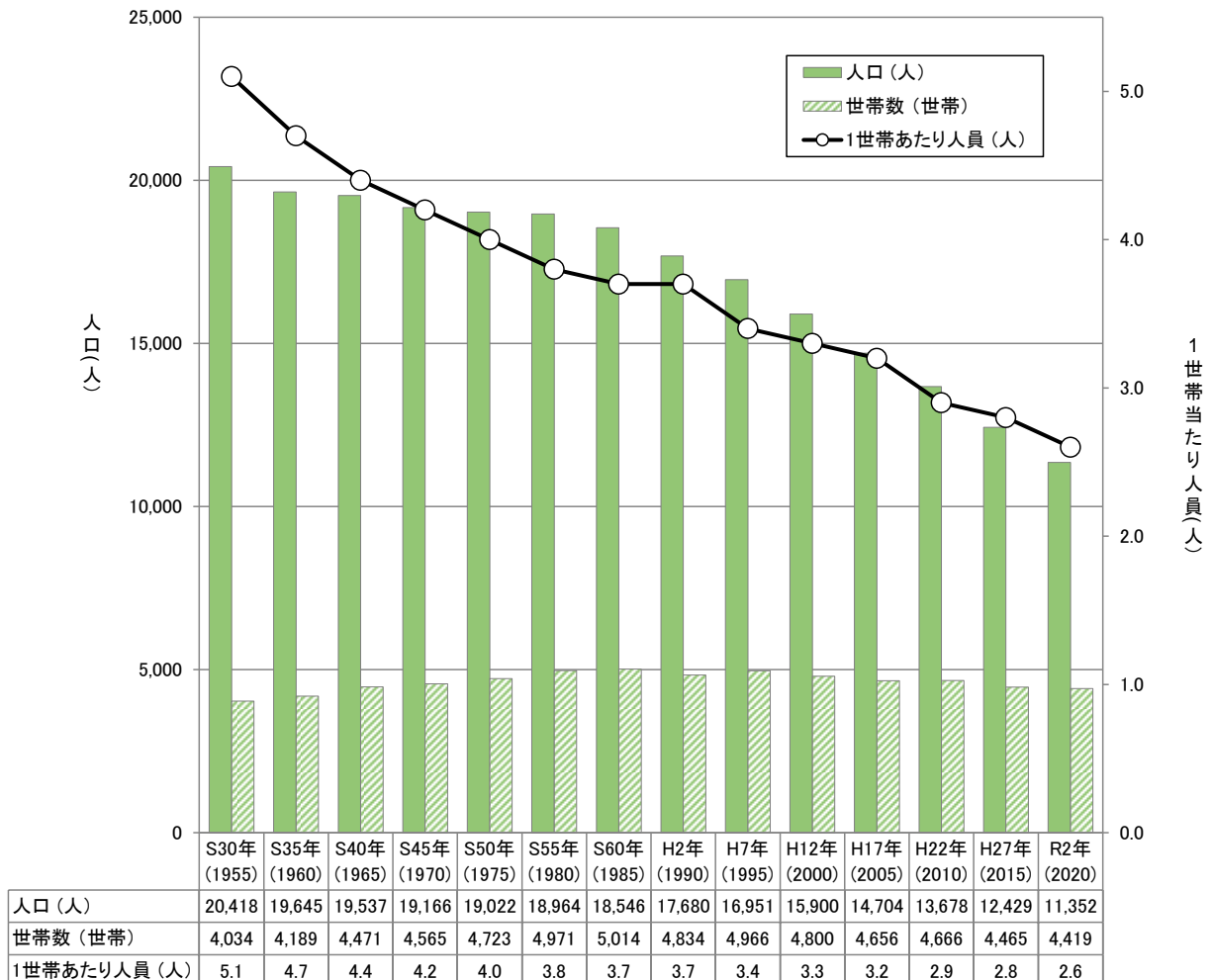
(1) 人口・世帯数の推移

国勢調査による本町の人口・世帯数の推移（図表 3-1）をみると、昭和 30（1955）年の人口は、20,418 人で以降下降傾向にあり、昭和 60（1985）年から人口減少が加速しています。令和 2（2020）年には 11,352 人と 65 年間で 9,066 人、率で 44.4%減少しています。

世帯数は、昭和 30（1955）年以降増加していましたが、昭和 60（1985）年の 5,014 世帯をピークに令和 2（2020）年は 4,419 世帯と緩やかに減少しています。

また、世帯あたりの人員は、昭和 30（1955）年の 5.1 人から年々減少し、令和 2（2020）年には 2.6 人となっており、核家族化や少子化の背景にある未婚化、晩婚化の影響や、高齢者数の増加による夫婦のみ世帯や単身世帯の増加による小世帯化の進行がうかがえます。

◆図表 3-1 人口・世帯数の推移



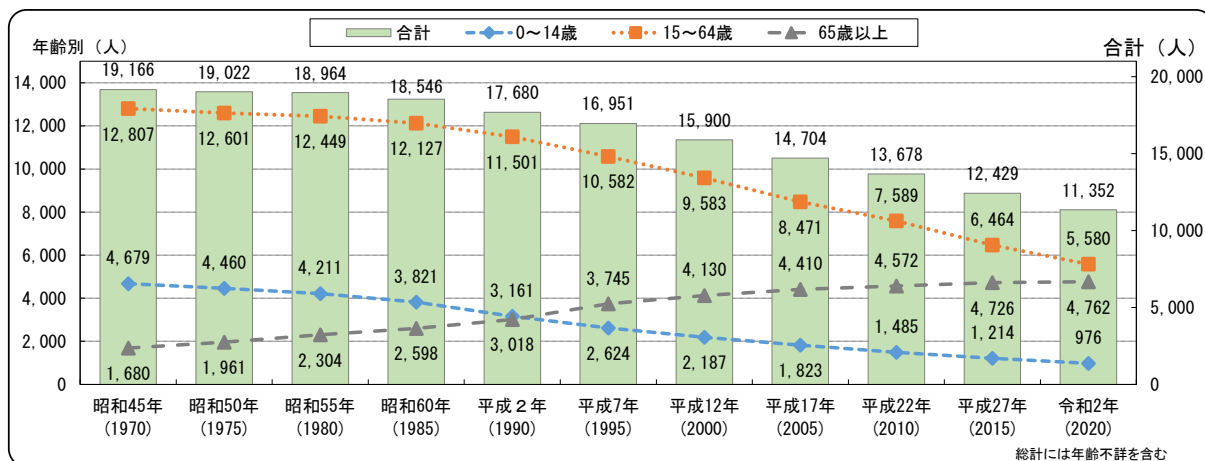
(2) 年齢階層別人口

国勢調査による年齢階層別人口の推移（図表 3-2）をみると、平成 7（1995）年から令和 2（2020）年にかけて年少人口（0～14 歳）は一貫して減少し、25 年間で 1,648 人（62.8%）減少しているのに対し、老年人口（65 歳以上）は 25 年間で 1,017 人（27.1%）増加しており、平成 7（1995）年以降老年人口が年少人口を逆転しています。生産年齢人口（15～64 歳）も 25 年間で 5,002 人（47.3%）減少しています。

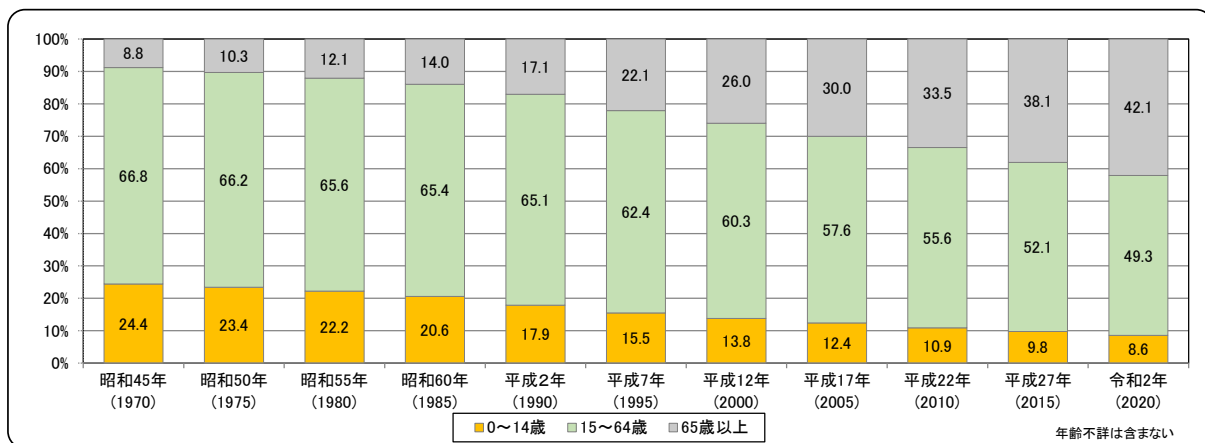
令和 2（2020）年の年齢階層別の人口構成比の推移（図表 3-3）は、年少人口が 8.6%、生産年齢人口が 49.3%、老年人口が 42.1%となっており、老年人口比は全国平均（28.8%）や長野県平均（32.3%）を大きく上回り、平成 7（1995）年から老年人口が 21%を越え、高齢化が加速しています。

年齢構成指数（図表 3-5）では、平成 7（1995）年以降令和 2（2020）年までの 25 年間で年少人口指数は 7.3%の減少、老年人口指数は 49.9%の増加となっています。老年化指数については平成 7（1995）年の 142.7%に対し、令和 2（2020）年には 345.2%増加の 487.9%と高い値を示しています。

◆ 図表 3-2 年齢階層別人口の推移

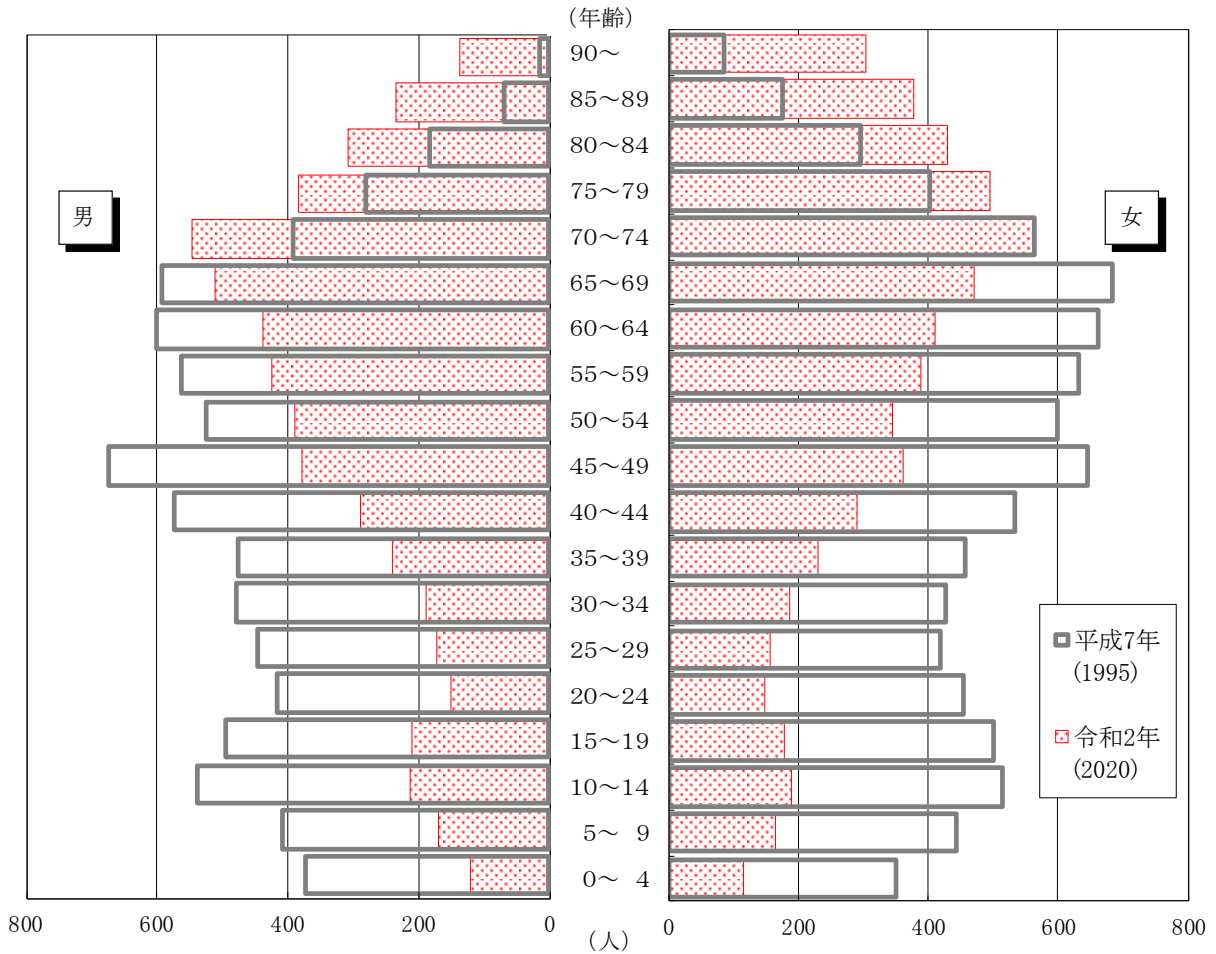


◆ 図表 3-3 年齢階層別人口構成比の推移



注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

◆図表 3-4 年齢・性別人口



◆図表 3-5 年齢構成指数の推移 (単位:%)

	年少人口	老年人口	従属人口	老年化
	指数	指数	指数	指数
平成7年 (1995)	24.8	35.4	60.2	142.7
平成12年 (2000)	22.8	43.1	65.9	188.8
平成17年 (2005)	21.5	52.1	73.6	241.9
平成22年 (2010)	19.6	60.2	79.8	307.9
平成27年 (2015)	18.8	73.1	91.9	389.3
令和2年 (2020)	17.5	85.3	102.8	487.9

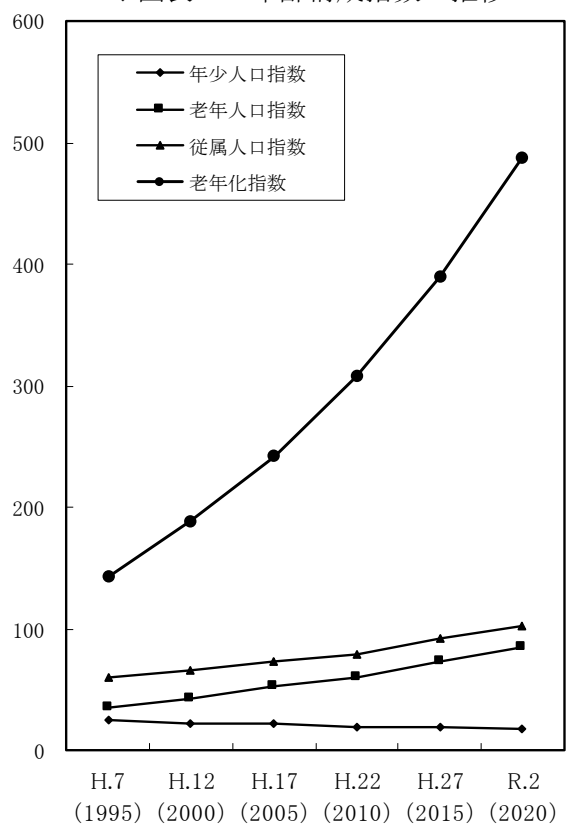
年少人口指数=年少人口/生産年齢人口×100

老年人口指数=老年人口/生産年齢人口×100

従属人口指数=(年少人口+老年人口)/生産年齢人口×100

老年化指数=老年人口/年少人口×100

◆図表3-6 年齢構成指数の推移 (%)



(3) 将来人口

「第2期 山ノ内町人口ビジョン」の推計（パターン5）（図表3-7、-8）による、本町の24年後の令和27（2045）年の総人口は、8,635人で平成27（2015）年に対し4,716人（35.3%）減少することが予想されています。

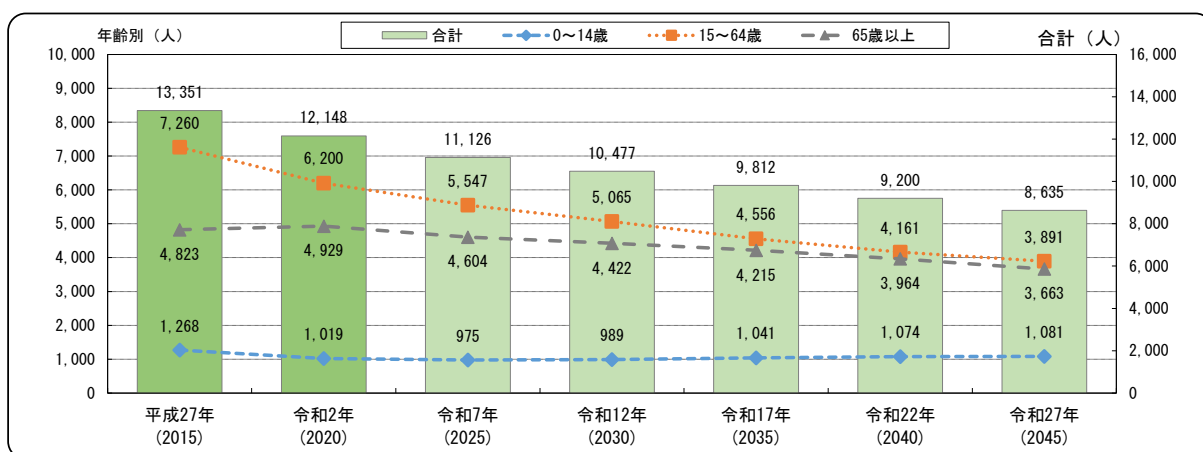
年齢階層別にみると、各年齢層で減少する結果となっており、年少人口（0～14歳）は187人（14.7%）、生産年齢人口（15～64歳）は3,369人（46.4%）、老年人口（65歳以上）は1,160人（24.1%）減少すると見込まれています。

人口構成比では、生産年齢人口はますます減少し、令和27（2045）年の割合は45.1%となり、年少人口は12.5%、老年人口は42.4%と生産年齢人口以外は増加すると予想しています。

また、老年人口と生産年齢人口の比率は、令和27（2045）年で1:1.1と予測され、1人の高齢者を1.1人で支えることとなります。

本計画では将来展望人口に対応することとし、計画目標年である令和12（2030）年の将来人口を10,477人と設定します。

◆図表3-7 年齢階層別人口の推計（第2期 山ノ内町人口ビジョン）



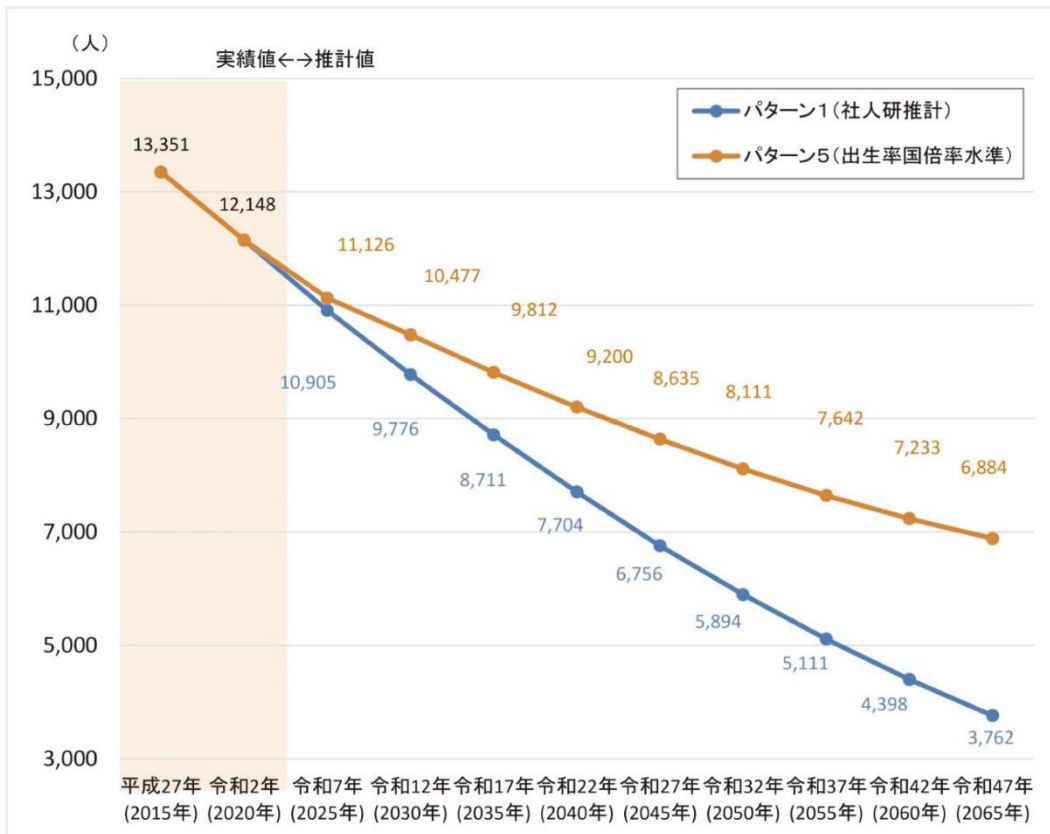
平成27年、令和2年は住民基本台帳（外国人を含む）からの実績値、令和7年から推計値

◆図表3-8 年齢階層別人口の推計（第2期 山ノ内町人口ビジョン）

年齢階層	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	H27～R12年の人口増減率	H27～R27年の人口増減率
総数(人)	13,351	12,148	11,126	10,477	9,812	9,200	8,635	-21.5%	-35.3%
年少人口(0～14歳)	1,268	1,019	975	989	1,041	1,074	1,081	-22.0%	-14.7%
生産年齢人口(15～64歳)	7,260	6,200	5,547	5,065	4,556	4,161	3,891	-30.2%	-46.4%
老年人口(65歳以上)	4,823	4,929	4,604	4,422	4,215	3,964	3,663	-8.3%	-24.1%
比率(老年人口:生産年齢)	1.5	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	1.1	-26.7%	-26.7%
年齢階層:構成比	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	増減率	増減率
年少人口(0～14歳)	9.5%	8.4%	8.8%	9.4%	10.6%	11.7%	12.5%	-0.6%	31.8%
生産年齢人口(15～64歳)	54.4%	51.0%	49.9%	48.3%	46.4%	45.2%	45.1%	-11.1%	-17.1%
老年人口(65歳以上)	36.1%	40.6%	41.4%	42.2%	43.0%	43.1%	42.4%	16.8%	17.4%

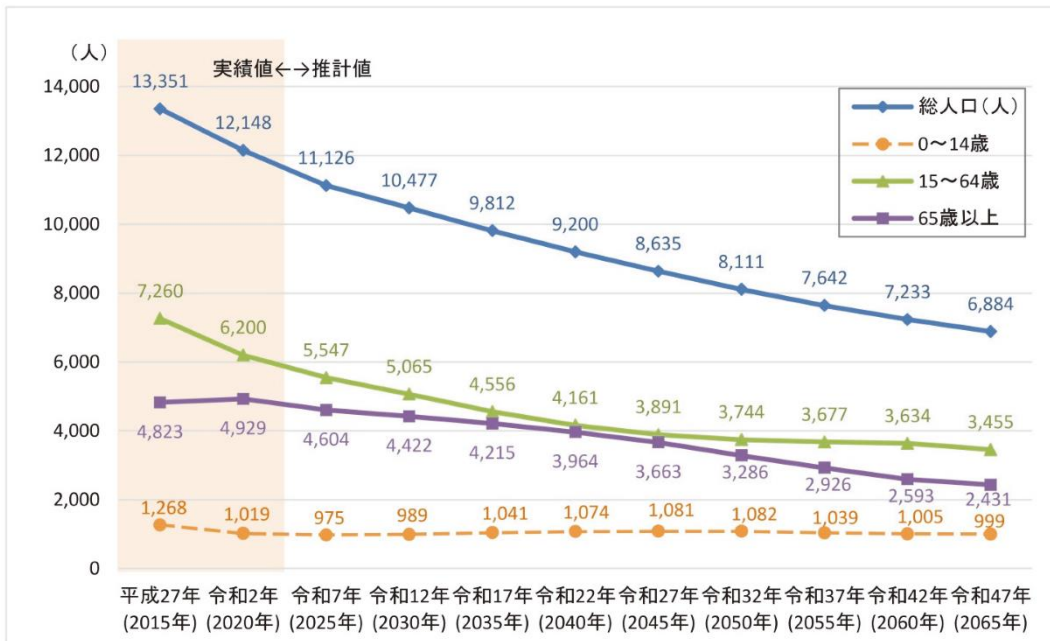
平成27年、令和2年は住民基本台帳（外国人を含む）からの実績値、令和7年から推計値
注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

◆ 図表 3-9 人口の将来展望（第 2 期 山ノ内町人口ビジョン）



平成 27 年、令和 2 年は住民基本台帳（外国人を含む）からの実績値、令和 7 年から推計値

◆ 図表 3-10 人口の将来展望【年齢階層別人口】（第 2 期 山ノ内町人口ビジョン）



合計特殊出生率	1.35	1.44	1.62	1.80	1.80	2.07	2.07	2.07	2.07	2.07	
社会移動	純移動率は令和 12 年(2030 年)から均衡し、その後も継続										

平成 27 年、令和 2 年は住民基本台帳（外国人を含む）からの実績値、令和 7 年から推計値

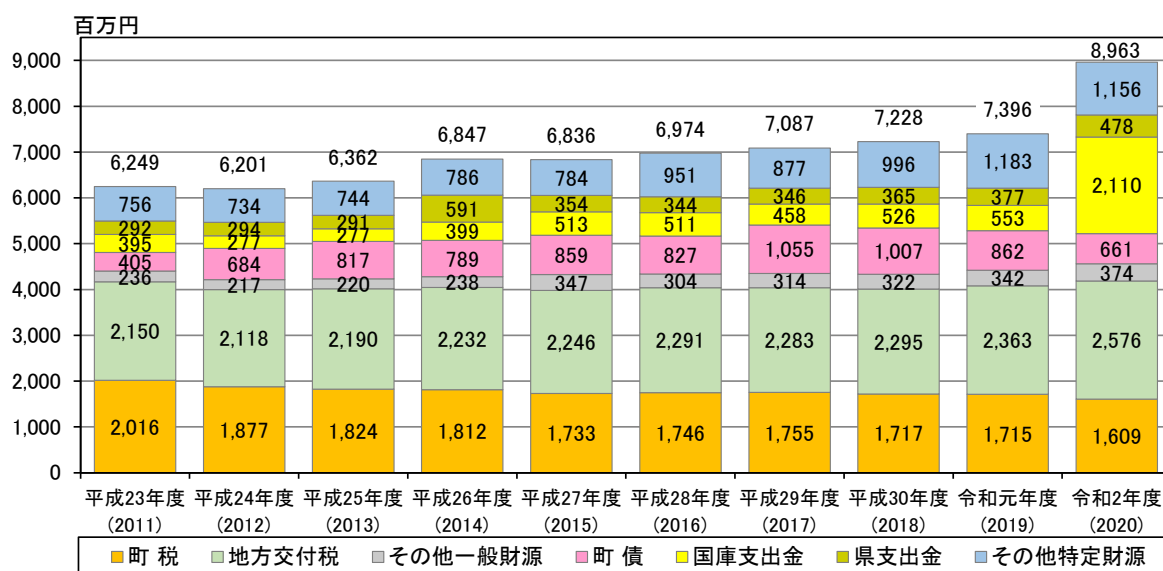
2 財政状況

(1) 歳入の状況

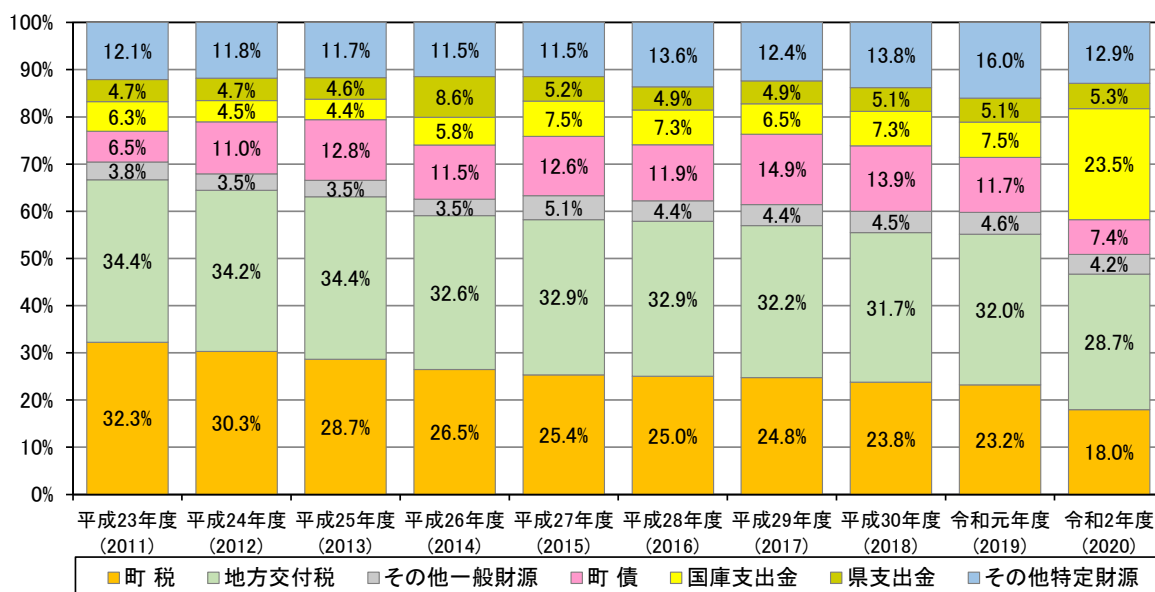
本町の歳入総額は、平成23(2011)年度から平成28(2016)年度までは、概ね65億円前後で推移していましたが、平成29(2017)年度以降70億円を超えて推移しており、令和2(2020)年度における歳入総額は、新型コロナウイルス感染症対策関連の影響もあり89億円となり、前年度と比べて21.2%の増加となっています。

歳入の内訳をみると、町税収入は平成23(2011)年度以降減少傾向にあり、令和2(2020)年度の町税収入は16.1億円で、歳入に占める町税の割合は18.0%となっています。今後、高齢社会が進む中で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれており、町税の増収は期待できない状況にあります。一方地方交付税は、平成23(2011)年度以降概ね30%以上となっており、地方交付税の占める割合が高くなっています。

◆図表3-11 歳入決算額の推移(普通会計)



◆図表3-12 歳入決算額構成比の推移(普通会計)



注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

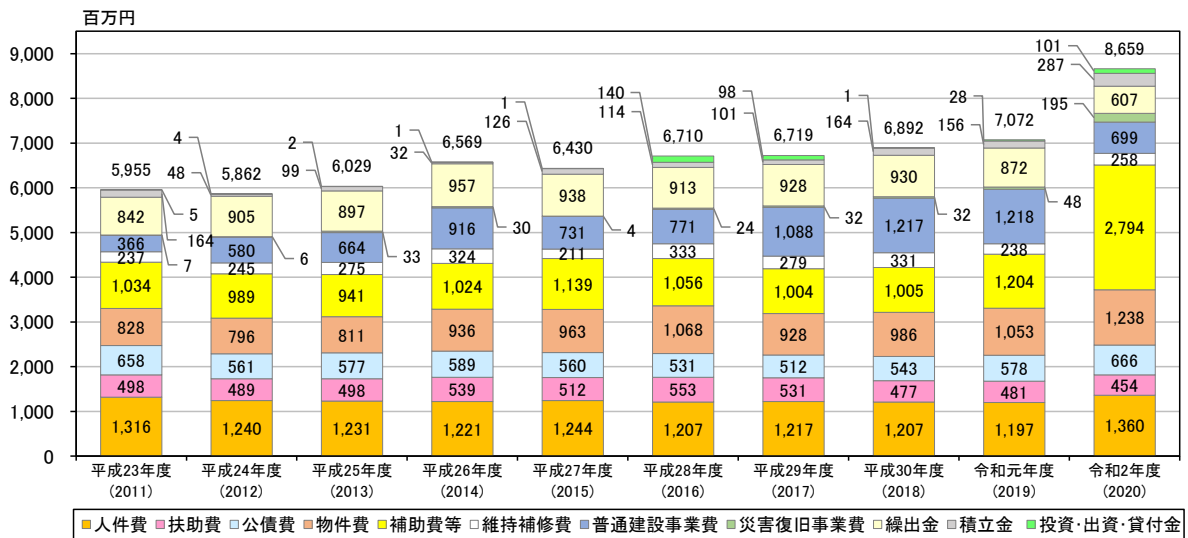
(2) 歳出の状況

歳出の内、義務的経費（人件費、公債費、扶助費）は横ばい傾向ではあるものの、高齢化の進展により、今後も医療費等の社会保障費の増加が見込まれます。

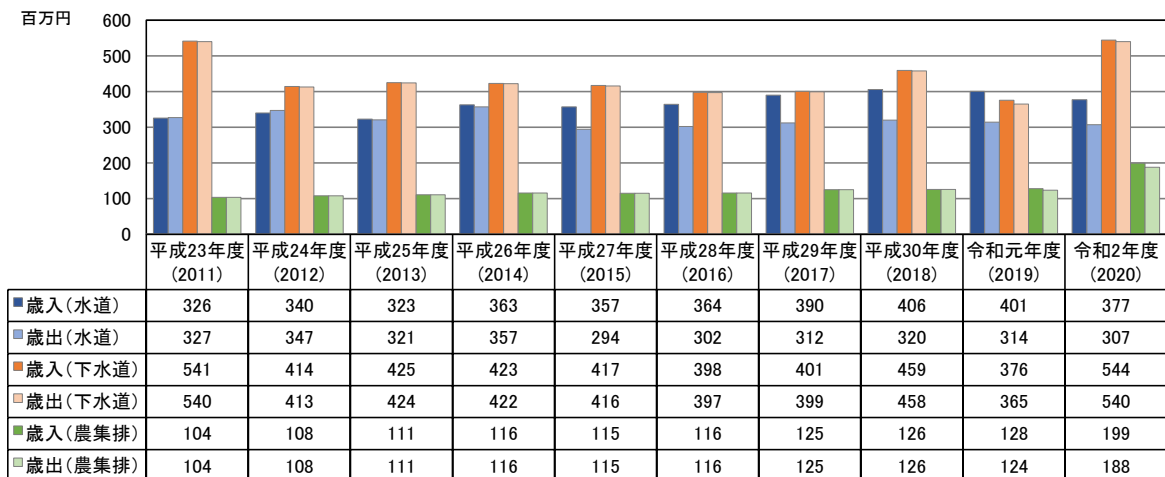
経常的経費（物件費、補助費等、維持補償費）も横ばい傾向で推移していましたが、令和2（2020）年度に補助費が新型コロナウイルス感染症対策として特例給付金や事業者支援等により28億円と大きく増加しています。また、投資的経費（普通建設・災害復旧事業費）は、年による変動が大きく、平成23（2011）年度以降概ね4億円～12億円前後で推移していますが、今後更新を迎える公共施設等の維持更新費用の増加に伴う財源の捻出が課題となります。（図表3-13）

また、平成23（2011）年度以降の町営水道事業における歳入及び歳出は、3～4億円の財政規模で推移しています。下水道事業における歳入及び歳出は、平成23（2011）、令和2（2020）は5.4億円で、それ以外の年度は、4億円前後で推移しており、農業集落排水事業の歳入歳出については、概ね1億円で推移しています。（図表3-14）

◆図表3-13 歳出決算額の推移（普通会計）

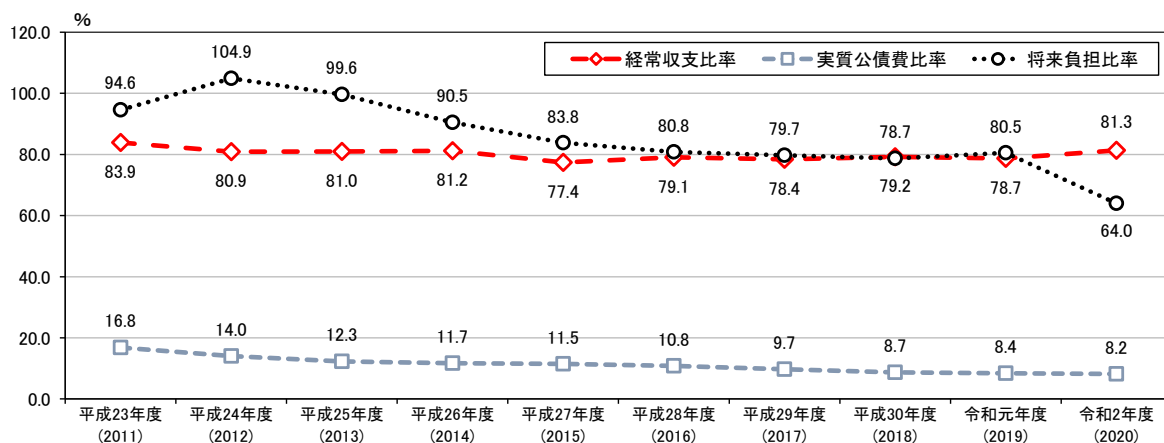


◆図表3-14 水道事業及び下水道、農業集落排水事業の推移（特別会計）



※公共下水道及び農業集落排水事業については、令和2年度より公営企業会計へ移行したため、歳入歳出額の算出根拠が変更となっています。

◆ 図表 3-15 財政指標

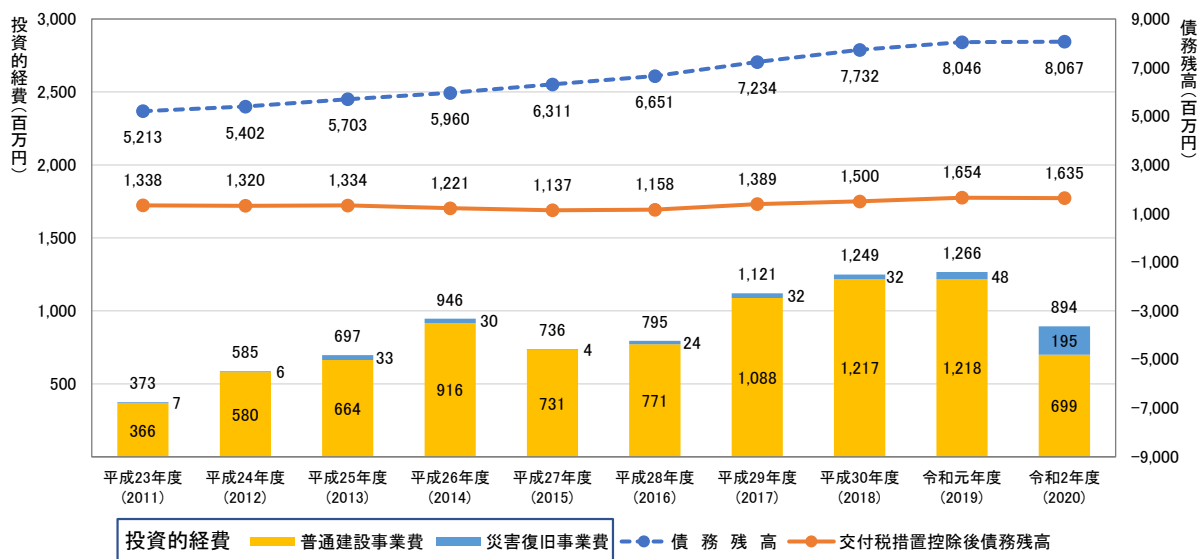


(3) 投資的経費と地方債残高

投資的経費は、年によって増減があり、平成 29 (2017) 年度は、すがかわ体育館の改修工事、平成 30 (2018) 年度、令和元 (2019) 年度は山ノ内中学校の改修工事等により他の年度と比べ高くなっています。令和 2 (2020) 年度の投資的経費は約 8.9 億円で前年と比べて約 3.7 億円減少していますが、災害復旧費は、令和元年度台風 18 号災害により増加となっています。

公共施設等の整備に充てた借入金である地方債の債務残高は増加傾向で、平成 23 (2011) 年度は約 52 億円でしたが、令和 2 (2020) 年度は約 81 億円となっています。交付税措置控除後債務残高については、平成 28 (2016) 年度以降増加傾向にありましたが、令和 2 (2020) 年度には減少に転じました。

◆ 図表 3-16 投資的経費と地方債残高の推移



(4) 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表しています。数値が100%に近いほど保有資産が法定耐用年数に近づいていることになります。

ア. 普通会計

老朽化した施設等は適宜、修繕・改修を行っており、有形固定資産減価償却率の上昇は抑えられているため、類似団体平均、全国平均より低い水準にあります。

分類別でみると最も高い数値の施設は、90.9%の体育館・プールで、次いで高いのは79.3%の市民会館となっており、最も低いのが福祉施設で44.3%となっています。

イ. 公営企業会計

水道事業は類似団体平均、全国平均ともに上回っており、施設の老朽化が進んでいますが、令和2(2020)年度から浄水場更新事業が3ヶ年にわたって行っており、今後改善される見通しとなっています。

◆図表 3-17 施設類型別の有形固定資産減価償却率の推移（令和元(2019)年度）

分類名			有形固定資産減価償却率 (%)			
			平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
普通会計	有形固定資産減価償却率 全体	全国平均	-	-	-	63.4
		長野県平均	-	-	-	60.9
		類似団体内平均値	59.8	61.4	61.4	62.5
		山ノ内町	55.9	57.1	58.4	58.7
	公 営 住 宅	82.8	75.8	76.6	70.4	
	認定こども園・幼稚園・保育所	59.1	60.3	62.4	58.7	
	学 校 施 設	59.9	61.6	63.7	53.4	
	公 民 館	63.0	65.9	68.8	71.7	
	図 書 館	45.9	47.9	49.9	51.9	
	体 育 館 ・ プ ー ル	100.0	90.9	90.9	90.9	
	福 祉 施 設	38.3	40.1	42.2	44.3	
	市 民 会 館	76.6	75.4	77.3	79.3	
	一 般 廃 棄 物 処 理 施 設	54.7	59.2	63.8	68.2	
	保 健 セ ン タ ー ・ 保 健 所	65.7	67.9	70.0	72.2	
	消 防 施 設	66.9	68.3	69.6	70.8	
	庁 舎	59.3	58.0	60.6	62.1	
道 路	50.5	52.4	54.4	56.2		
橋 梁 ・ ト ン ネ ル	49.4	50.2	51.9	52.8		
公営企業会計	水道事業	全国平均	-	-	-	49.6
		類似団体平均値	48.1	46.6	48.0	49.1
		山ノ内町	57.7	55.4	57.3	59.3
	下水道事業	特定環境保全公共下水道	-	-	-	該当数値なし
		公共下水道	-	-	-	該当数値なし
農業集落排水		-	-	-	該当数値なし	

出典：長野県市町村財政状況資料集、経営比較分析表

3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察

歳入について、今後、高齢化が進行し生産年齢人口の減少が見込まれることから、自主財源となる町税の減収は避けられないと予想されます。

今後大きな経済成長を見込むことが難しい現状においては、大幅な税収増は期待できない状況にあります。

一方、歳出では、義務的経費のうち人件費は横ばいですが、扶助費、公債費は、少子高齢化に伴う社会保障費や、老朽化した公共建築物やインフラの更新・改修等に要する経費の財源として町債の発行は避けられず、今後増加することが見込まれ、投資的経費の確保が難しくなることも予想されます。

以上のことから、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費に充当可能な財源の確保については、保有施設を廃止、複合化、集約化、用途変更するなど、施設の保有総量の維持・縮減に取り組み、削減した管理運営費を維持更新費の財源に充てるなど、長期的な視点で具体的に検討する必要があります。

また、国・県が実施する財政的、技術的支援の活用、町債の適正運営と交付税措置のある有利な起債の活用、また基幹産業である観光と農業などの地域産業の活性化を推進することで町税の増収を図り、事業の見直しや廃止などを行うことによりコスト削減を図って財源の確保をする必要があります。

第4章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共建築物の現状

(1) 公共建築物の保有状況

本町の公共建築物の保有状況は以下のとおりです。分類については、所管部署別の類型により作成しています。

本町が保有する公共建築物の延床面積の合計は 76,057.74 m²であり、その内訳は、学校施設が 37.1%と最も多く、次いで文化・コミュニティ施設が 17.8%、子育て支援施設が 9.3%と続き、この3分類で全体の約6割を占めています。

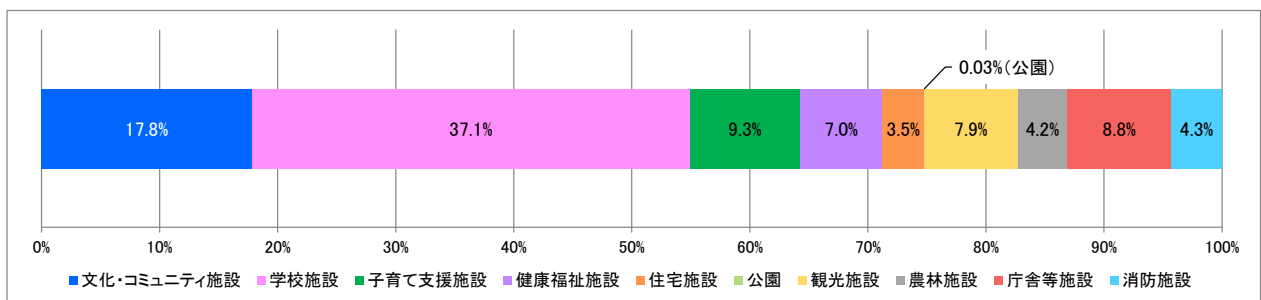
また、町民一人あたりでは 6.7 m²*となっています。

◆図表 4-1 公共建築物の保有状況の推移

策定時平成27(2015)年度				令和2(2020)年度			増減の主な理由
大分類	中分類	施設数	延床面積(m ²)	所管部署別類型	施設数	延床面積(m ²)	
文化系施設	集会施設	6	3,629.21	文化・コミュニティ施設	11	13,544.16	(仮称)すがかわふれあいセンター、すがかわ体育館【旧北小学校】の所管替えによる異動。 所管部署別類型に変更による異動減【屋内ゲートボール場→(健康福祉施設)】
	文化施設	1	2,576.60				
社会教育系施設	図書館	1	494.23				
	博物館等	1	1,389.33				
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	3	5,203.89	学校施設	14	28,235.02	【旧北小学校(普通教室棟、特別教室棟)取壊し。所管部署別類型に変更による異動増【(その他)→教員住宅】。令和元年 児童バス待合所トイレ(星川)建設。】
学校教育系施設	学校	5	30,345.53				
	その他教育施設	1	829.11				
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	7	7,086.88	子育て支援施設	7	7,086.88	
保健・福祉施設	保健施設	1	1,050.09	健康福祉施設	5	5,334.26	所管部署別類型に変更による異動増【(スポーツ・レクリエーション施設)→屋内ゲートボール場/(行政系施設)→清掃事業所/(その他)→旧北部診療所】。
	その他社会保険施設	1	2,786.51				
町営住宅	町営住宅	22	2,372.17	住宅施設	24	2,661.17	所管部署別類型に変更による異動増【(文化系施設)→湯ノ原集会所/(その他)→町民住宅】
その他	その他	31	11,885.10	公園	2	22.97	所管部署別類型に変更による異動【みろく公園便所】。 【夜間瀬川緑地公園 公衆便所】増。
				観光施設	15	6,027.06	所管部署別類型に変更による異動【志賀高原総合会館98等】。
				農林施設	5	3,195.56	所管部署別類型に変更による異動【種菌培養センター等】。
行政系施設	庁舎等	2	5,385.18	庁舎等施設	5	6,667.57	所管部署別類型に変更による異動【(その他)→大悲殿、旧和合保育園等】。
	消防施設	33	3,026.94	消防施設	46	3,283.09	所管部署別類型に変更による異動【清掃事業所→(健康福祉施設)】。 固定資産台帳精査による増。
	その他行政系施設	2	270.42				
合計		117	78,331.19	合計	134	76,057.74	

※「山ノ内町公共施設個別施設計画」と整合性を図るため、施設分類を大分類から所管部署別類型に変更しました。

◆図表 4-2 公共建築物延床面積割合 (令和2(2020)年度)



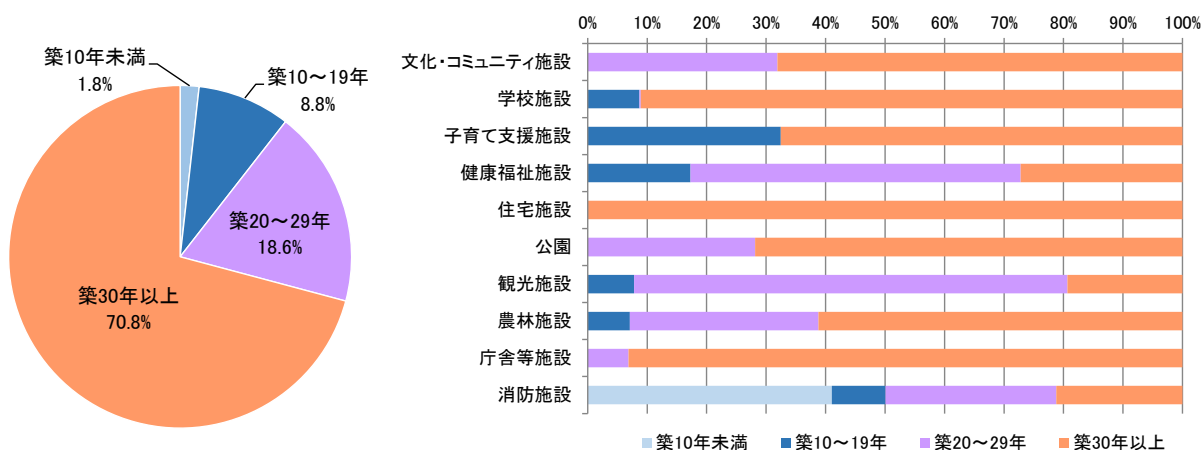
注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

(2) 築年別整備状況

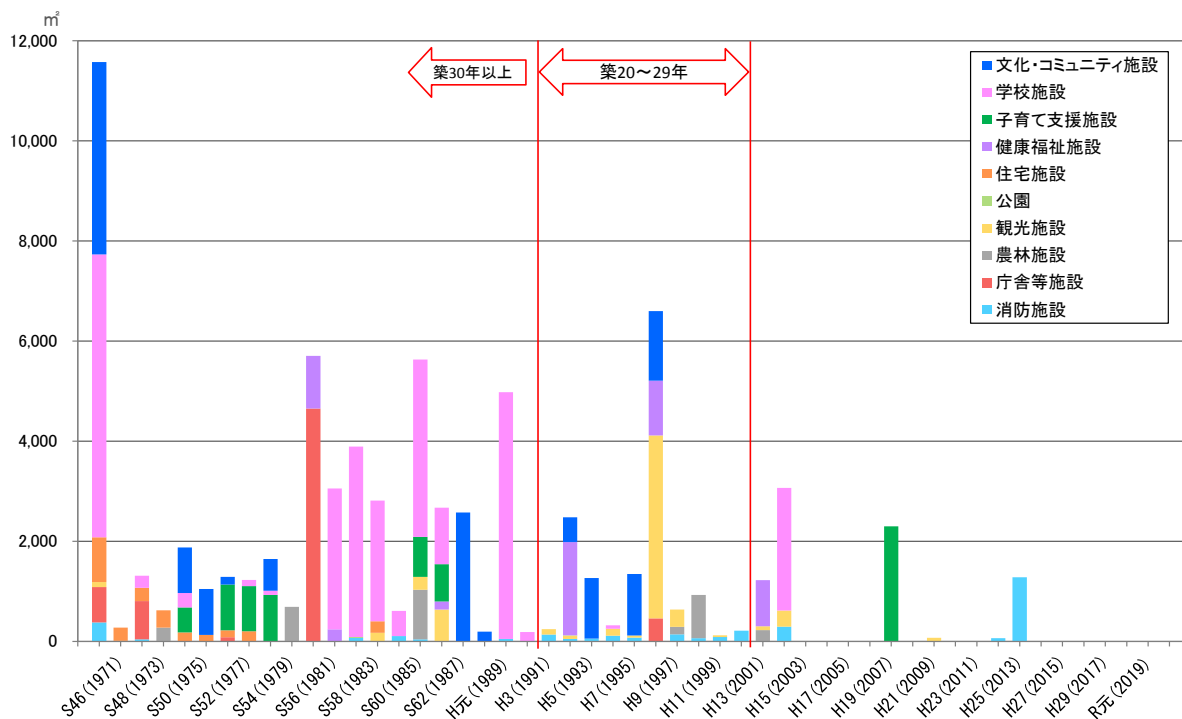
これまでの公共建築物の建替えは、法定耐用年数程度で更新されてきました。

平成2(1990)年以前に建設され、すでに30年以上経過している施設(延床面積ベース)は全体の70.8%、10年後に30年以上経過となる施設割合は89.4%となります。築30年以上経過している施設で最も多いのは、学校施設で築30年以上の約48%を占めています。今後建替えや大規模改修などの更新が必要となっています。

◆ 図表 4-3 建築年別延床面積の割合



◆ 図表 4-4 建築年次別延床面積の状況

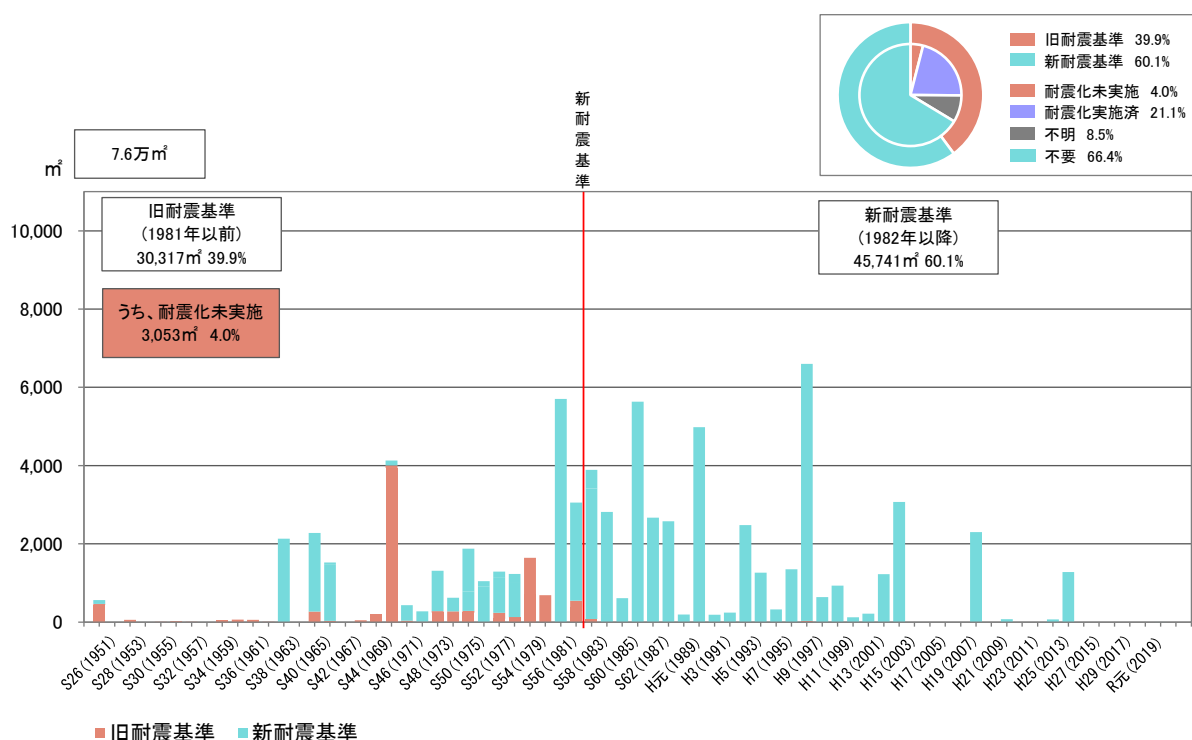


(3) 耐震化実施状況

公共建築物の耐震化の状況（延床面積ベース）は、全体の60.1%が新耐震基準による整備、残りの39.9%が昭和56（1981）年以前の旧耐震基準により建築された施設であり、そのうち約9割の施設が地震において想定される建物被害に対する耐震性を有しています。

引き続き使用していく施設については、利用者の安全確保の観点から、耐震補強等を適宜行っていくことが必要となります。

◆ 図表 4-5 耐震化実施状況



◆ 図表 4-6 耐震化未実施、不明施設

耐震化未実施	耐震化不明
生活改善センター	北部公民館
星川部詰所（東部分団）	役場分室
旧泉保育園	大悲殿（寺院）
消防器具置場	田舎暮らし体験住宅
水防倉庫	清掃事務所（管理事務所）
	種菌センター2
	教員住宅
	町営住宅 座王団地
	町営住宅 湯ノ原団地 44-1～4
	湯ノ原集会所 町営住宅
	消防器具置場

2 インフラ施設の現状

(1) インフラ施設の保有状況

インフラ施設は、生活や産業の基盤となる公共施設で、生活や地域の経済活動を支えてきました。

インフラ施設に関しては、時間とともに傷みが進行する状況の中では、公共建築物とは異なり、予防保全的な管理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に利用することが重要ですが、将来的に維持補修に関する経費が増大することによる財政負担が予想されます。

本町の主なインフラ施設の保有状況は以下の通りとなっています。

◆図表 4-7 インフラ施設の保有状況の推移

種 別	主 な 施 設	施 設 数	
		策定時 平成 28 年度 (2016)	令和 2 年度 (2020)
道 路	道路延長	201,089m	201,748m
	1 級町道延長	15,455m	15,455m
	2 級町道延長	31,859m	31,856m
	その他町道延長	153,775m	154,437m
橋 梁	橋梁数	106 橋	105 橋
トンネル	トンネル数	2 箇所	2 箇所
シェッド	シェッド数	1 箇所	1 箇所
上 水 道	管路総延長	104,639m	104,639m
	導水管	10,239m	10,239m
	送水管	10,011m	10,011m
	配水管	84,389m	84,389m
	浄水施設(配水地等含む)	4 施設	13 施設
	配水施設	25 施設	33 施設
	減圧施設	10 施設	8 施設
	貯水施設	1 施設	1 施設
下 水 道	沈澱施設	1 施設	2 施設
	管路総延長(農業集落排水含む)	117,153m	119,076m
	水質浄化センター	1 施設	1 施設
農道施設	農業集落排水処理施設	2 施設	2 施設
	農道延長	101,500m	97,433m
林道施設	林道延長	113,372m	113,372m
	林道橋梁	16 橋	16 橋
	林道トンネル	1 箇所	1 箇所
用 水 路	用水路延長	167,648m	167,648m

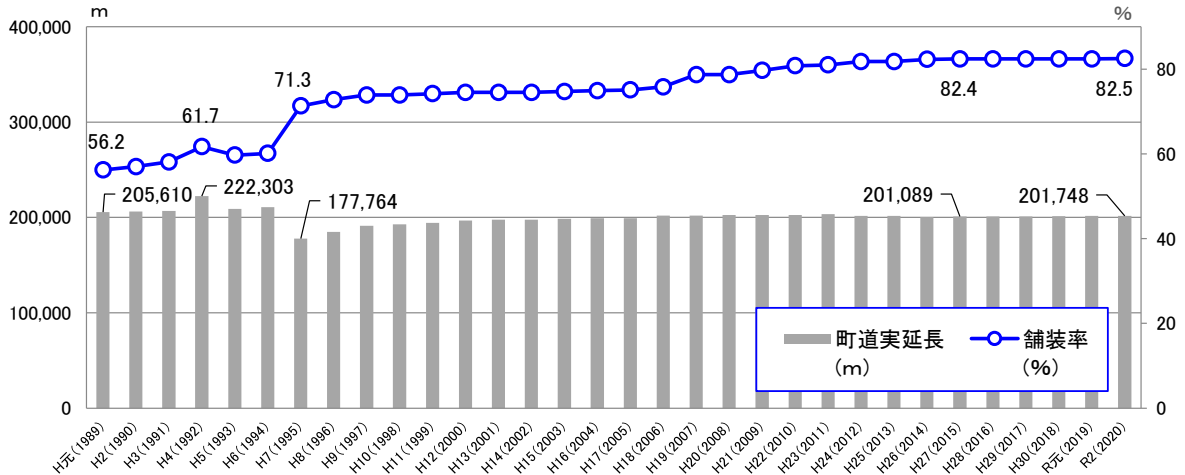
注 1: 数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

注 2: トンネル、シェッド、林道橋りょう、林道トンネルについては、当初計画には記載していませんでしたが、本改訂に合わせて追加しております。

ア. 道路

令和 2 (2020) 年の町道の実延長は、201,748mあり、舗装率は 82.5%の整備となっています。推移については、平成元(1989)年の 205,610mから平成 4(1992)年には 222,303mまで伸びましたが、以降増減を繰り返しています。

◆ 図表 4-8 道路の年度別整備状況

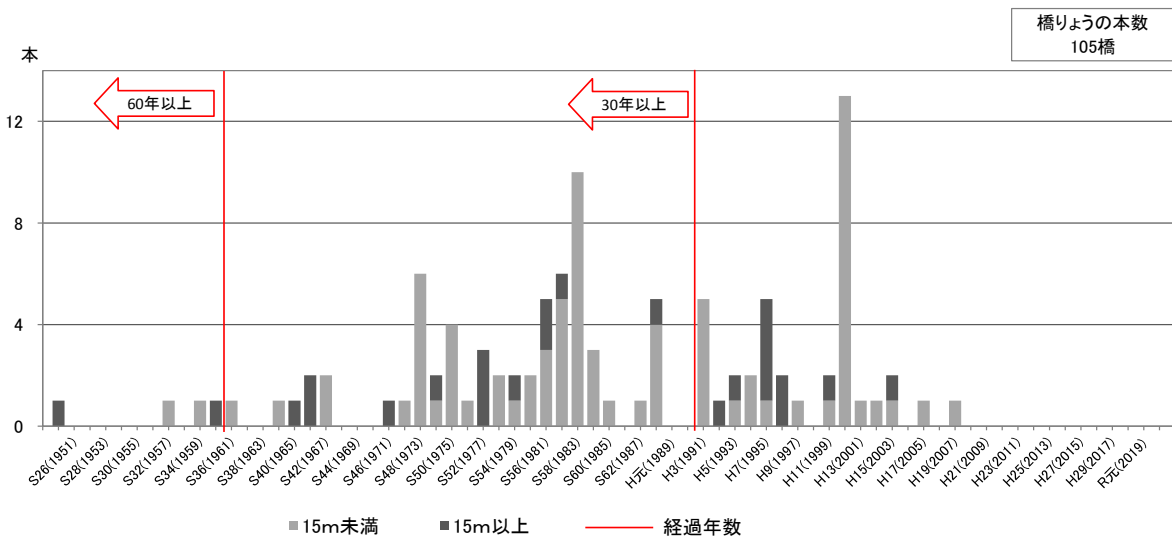


イ. 橋梁・トンネル・シェッド

現在、町が管理する橋梁は 105 橋あり、そのうち 60 年を超えているものが 4 橋、供用年数が 51 年から 60 年のものが 7 橋、41 年から 50 年が 24 橋、31 年から 40 年が 31 橋あり、供用年数が 30 年を超える橋梁は 66 橋で全橋梁の 60%を占め、半数以上が 30 年後には耐用年数の 60 年を超すことになります。

今後、橋梁の老朽化による安全性の低下及び将来の大幅な更新費用の増加が予測されるため、これらの費用を可能な限り縮減しつつ計画的に長寿命化していくことが不可欠となります。

◆ 図表 4-9 橋梁の年度別整備数



現在、町が管理するトンネルは2箇所あり、東館トンネルは建設年次不明ですが、夜間瀬隧道は昭和28（1953）年竣工であることから、約70年経過することとなります。

スノーシェッドは1箇所（発哺スノーシェッド）で、平成8（1996）年竣工で、24年経過しています。

◆ 図表 4-10 トンネル・シェッド整備状況

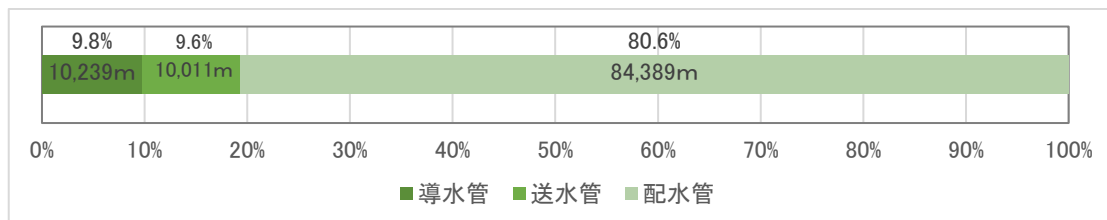
トンネル・シェッド名	建設年次	延長
東館トンネル	不明(1970～80年と推定)	50m
夜間瀬隧道	昭和28(1953)年度	150m
発哺スノーシェッド	平成8(1996)年度	366.7m (27ブロック)

ウ. 上水道

現在、町が管理する上水道管の総延長は104,639mとなっています。

また、水道管の管種別では、配水管が全体の約8割を占めています。

◆ 図表 4-11 上水道管の整備状況

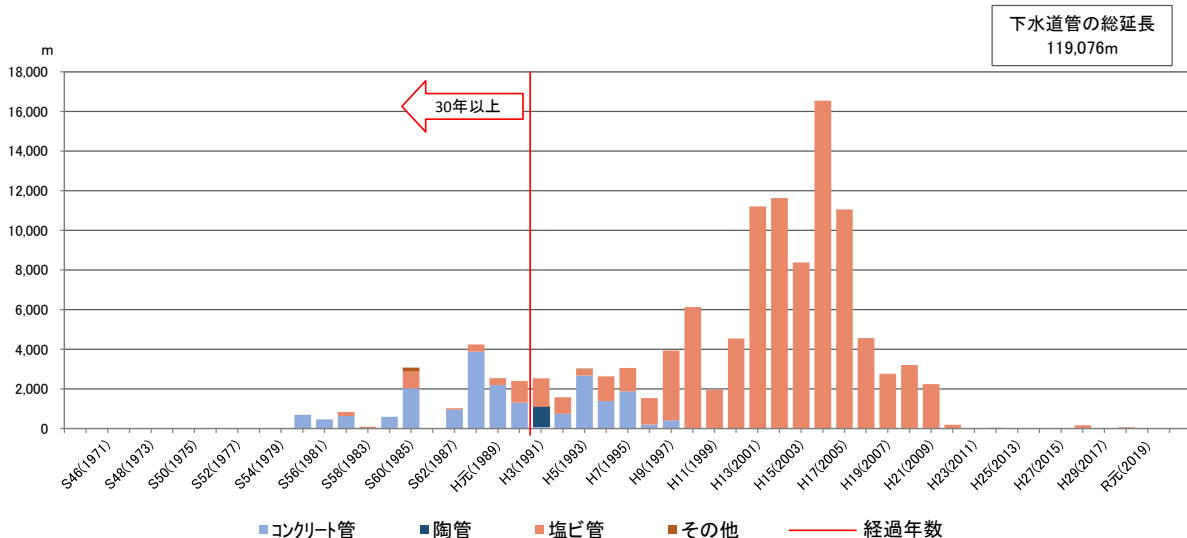


エ. 下水道

現在、町が管理する下水道管の総延長（農業集落排水含む）は119,076mとなっています。

下水道管の老朽化の状況を見ると、30年以上経過している下水道管は約13%になり、その中でもコンクリート管が約8割を占めています。

◆ 図表 4-12 下水道管の年度別整備状況



3 過去に行った対策の概要

(1) 施設の再整備

旧北小学校は校舎を利活用し、令和3(2021)年度に「(仮称)すがかわふれあいセンター」に再整備しました。一部、普通校舎棟、特別教室棟は解体しています。

旧北小学校体育館も、平成29(2017)年度に「すがかわ体育館」に改称し、社会体育施設として用途変更しました。

(2) 施設数の縮減

計画策定時の平成28(2016)年度から令和2(2020)年度にかけて4棟図表4-13に掲げる施設の除却等により、延床面積で2,476.5㎡削減しています。

◆図表 4-13 除却施設一覧

施設名称	延床面積 (㎡)	建築年度	対策実施年度	対策
旧北小学校(普通教室棟)	994.00	昭和49年度 (1974)	令和元年度 (2019)	解体
旧北小学校(特別教室棟)	1,015.00	昭和48年度 (1973)	令和元年度 (2019)	解体
教員住宅 南部1	240.00	昭和45年度 (1970)	平成30年度 (2018)	解体
生活改善センター 下須賀川	227.50	昭和55年度 (1980)	平成30年度 (2018)	譲渡

(3) 各種計画の策定状況

◆図表 4-14 計画一覧

策定年度	計画名称
平成24年度(2012)	・公営住宅等長寿命化計画
平成28年度(2016)	・公共施設等総合管理計画 ・公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業経営戦略 ・農業集落排水事業経営戦略
平成30年度(2018)	・水道事業アセットマネジメント ・水道事業経営戦略
令和元年度(2019)	・橋梁個別施設計画 ・トンネル個別施設計画 ・シェッド個別施設計画
令和2年度(2020)	・公共施設個別施設計画 ・林道施設長寿命化計画

4 将来の更新費用の推計

(1) 個別施設計画策定による効果額の算出方法

耐用年数経過後に単純更新を行った場合（従来型）と、公共施設等の現況や個別施設計画（長寿命化計画）で示している施設の長寿命化等を図った場合の試算を踏まえた中長期的な維持管理・更新に係る経費の見込み（中長期計画）を作成しました。

各施設を耐用年数経過時に更新した場合や重大な損傷が生じてから対処する対症療法的な修繕等を実施した場合の必要コスト（単純更新）と、各個別施設計画で策定された必要コストを比較することにより、将来に係るコストにどれだけの効果が出てくるのかを分析する事ができます。

個別施設計画未策定またはコスト試算されていない個別施設計画については、単純更新と個別施設計画の更新費用は総務省提供ソフト（以下、「更新費用試算ソフト」という。）を利用します。

個別施設計画策定済みの「林道施設（橋梁、トンネル）」は、単純更新費用を個別施設計画の事業費と同額とします。

◆図表 4-15 更新費用の根拠

種 別	利 用 デ ー タ		
	単 純 更 新	個 別 施 設 計 画	
公 共 建 築 物	個別施設計画の従来型の長寿命化しない場合の事業費	個別施設計画の類型別方針に基づき長寿命化した場合の事業費	
道 路	更新費用試算ソフト	単純更新と同額	
ト ン ネ ル	個別施設計画の対症療法型の事業費	個別施設計画の予防保全型の事業費	
シ ョ ッ ド	個別施設計画の対症療法型の事業費	個別施設計画の予防保全型の事業費	
橋 梁	個別施設計画の対症療法型の事業費	個別施設計画の予防保全型の事業費	
林 道	橋 梁	長寿命化計画の対策費用	単純更新と同額
	トンネル	長寿命化計画の対策費用	単純更新と同額
上 水 道	水道アセットマネジメントの法定耐用年数で更新した場合の事業費	水道アセットマネジメントの重要度・優先度等を考慮して設定更新基準で更新した場合の事業費	
下 水 道	経営戦略の今後6年間の建設費 ※R8年以降は更新費用試算ソフト	単純更新と同額	

◆図表 4-16 単純更新と個別施設計画の方針の比較

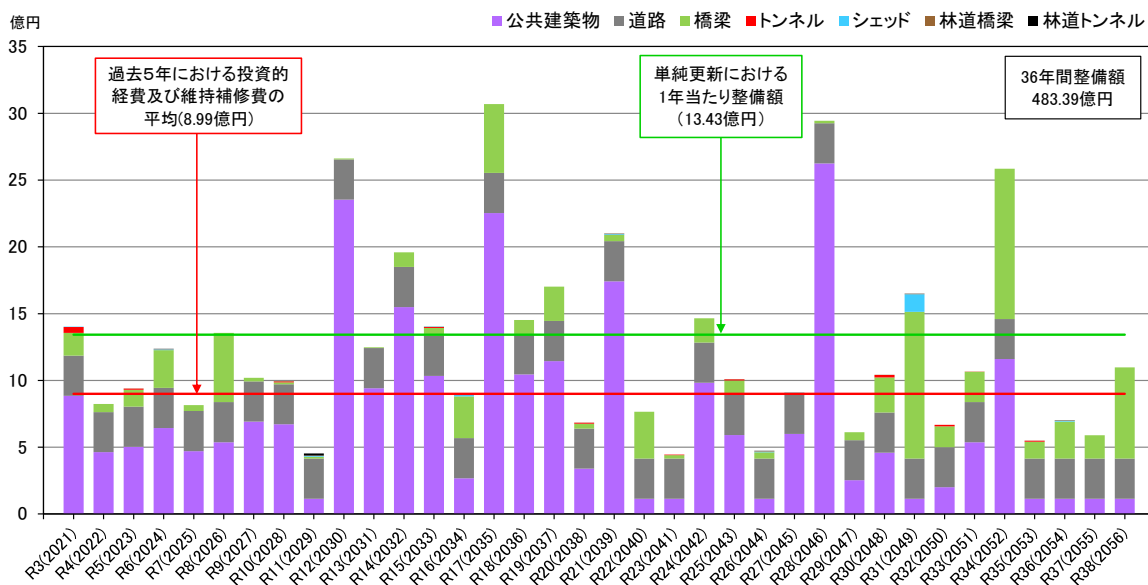
種 別	単 純 更 新	個 別 施 設 計 画
公 共 建 築 物	25年目に計画改修 50年目で建替え	20年・60年目に計画改修 40年目で大規模改修 60～80年目で建替え、複合化・集約
トンネル・シ ェッド・橋梁	対症療法型：傷んでから直す、または作り替える	予防保全：劣化・損傷を早期発見し早期対策する
上 水 道	法定耐用年数（40年）で更新	重要度・優先度等を考慮して更新基準（法定耐用年数の1.0倍～2.0倍）で更新

(2) 単純更新における将来の更新費用の推計

ア. 公共建築物・インフラ施設の推計結果（普通会計）

公共建築物や道路、橋梁等を今後 36 年間、このまま全て保有し続けた場合の必要コストを試算したところ、更新費用の合計は 36 年間で 483.39 億円、年平均で 13.43 億円と試算され、これまでにかけた投資的経費及び維持補修費の年平均 8.99 億円と比較して 1.5 倍になります。

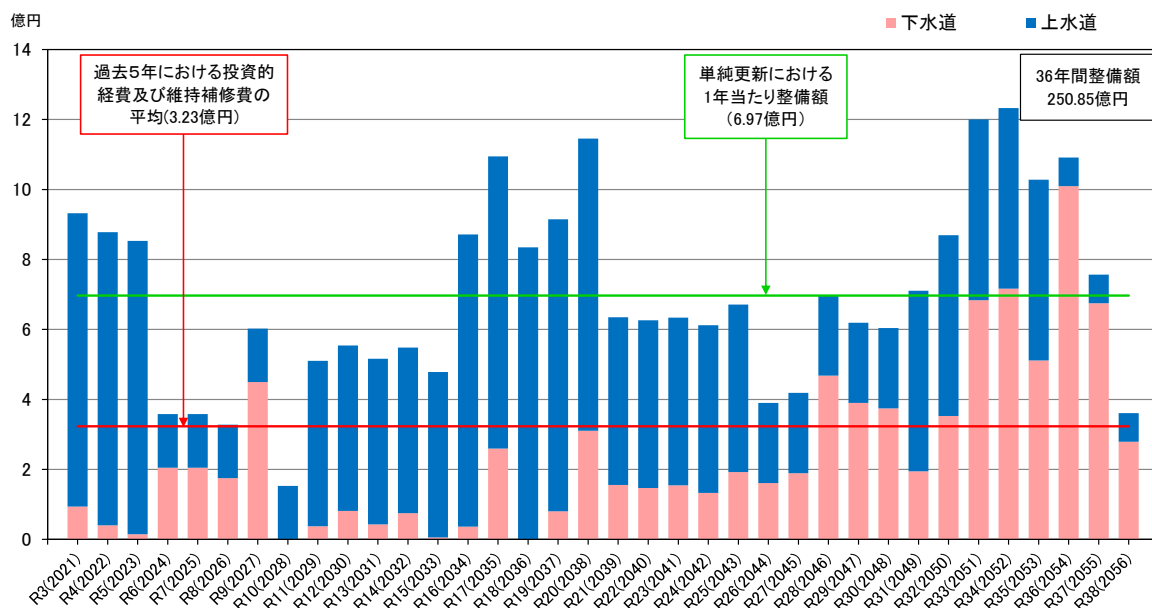
◆ 図表 4-17 将来の更新費用の推計（普通会計）



イ. 上下水道施設の推計結果（公営企業会計）

上水道と下水道（特環、公共、農集排）を今後 36 年間、このまま全て保有し続けた場合の必要コストを試算したところ、更新費用の合計は 36 年間で 250.85 億円、年平均で 6.97 億円と試算され、これまでにかけた投資的経費及び維持補修費の年平均 3.23 億円と比較して 2.2 倍になります。

◆ 図表 4-18 将来の更新費用の推計（公営企業会計）

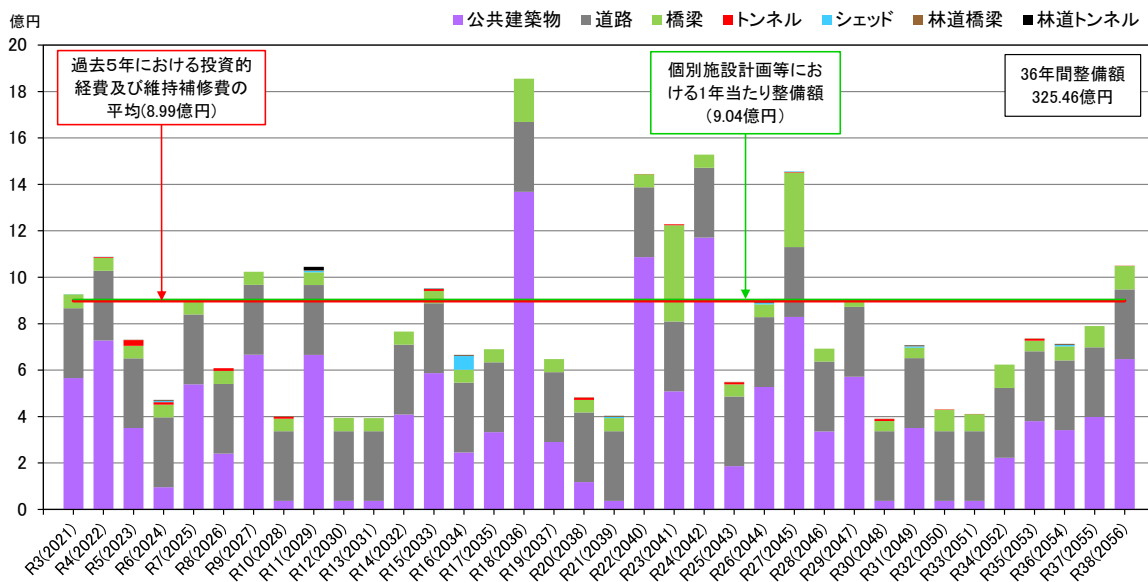


(3) 個別施設計画等における将来の更新費用の推計

ア. 公共建築物・インフラ施設の推計結果（普通会計）

公共建築物や道路、橋梁等の36年間の更新費用は325.46億円、年平均で9.04億円と試算され、これまでにかけた投資的経費及び維持補修費の年平均8.99億円と比較して1.01倍になります。

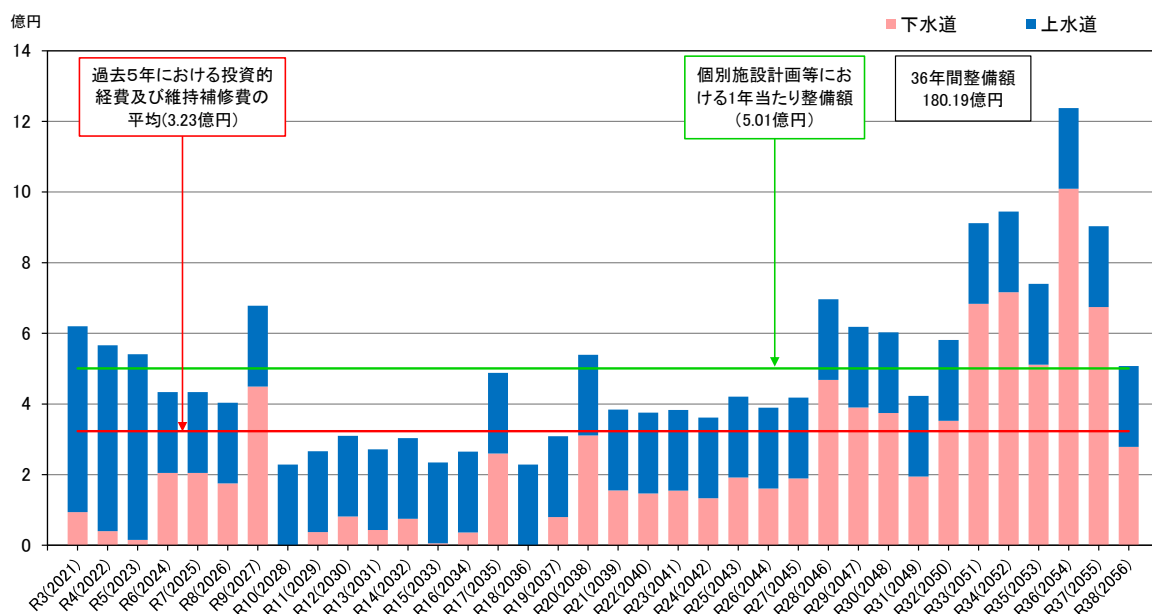
◆ 図表 4-19 個別施設計画における将来更新費用（普通会計）



イ. 上下水道施設の推計結果（公営企業会計）

上水道と下水道（特環、公共、農集排）の36年間の更新費用は180.19億円、年平均で5.01億円と試算され、これまでにかけた投資的経費及び維持補修費の年平均3.23億円と比較して1.6倍になります。

◆ 図表 4-20 個別施設計画における将来更新費用（公営企業会計）

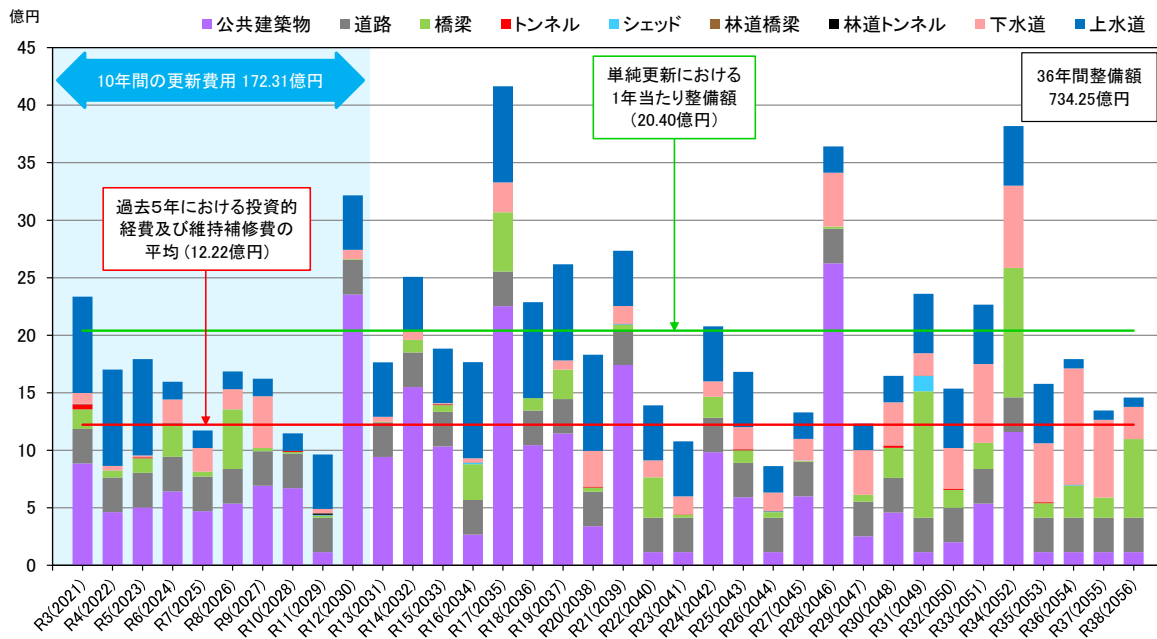


(4) 将来の更新費用の推計（普通会計及び公営企業会計）

ア. 普通会計及び公営企業会計の推計結果（単純更新）

単純更新における公共施設等の今後36年間の更新費用は734.25億円、年平均で20.40億円と試算され、これまでにかけた投資的経費及び維持補修費の年平均12.22億円と比較して1.7倍になります。

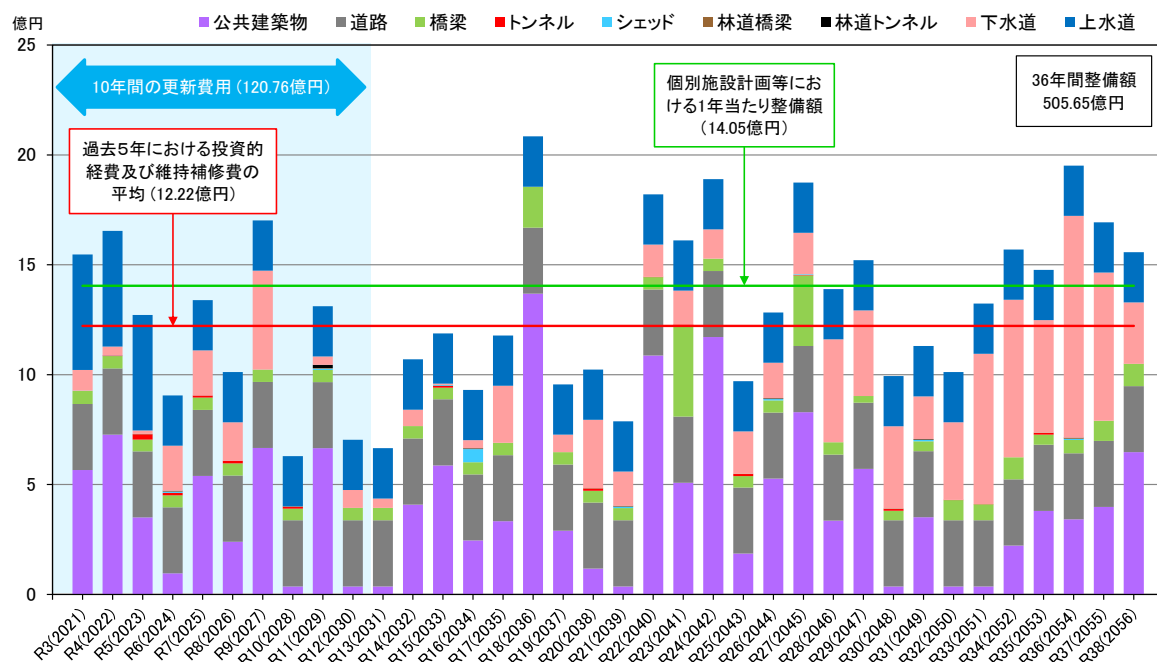
◆ 図表 4-21 将来の更新費用の推計（単純更新）



イ. 普通会計及び公営企業会計の推計結果（個別施設計画等）

個別施設計画等における公共施設等の今後36年間の更新費用は505.65億円、年平均で14.05億円と試算され、これまでにかけた投資的経費及び維持補修費の年平均12.22億円と比較して1.1倍になります。

◆ 図表 4-22 将来の更新費用の推計（個別施設計画等）



(5) 中長期的な経費の見込み

普通会計及び公営企業会計全体の今後10年間（令和3（2021）年度から令和12（2030）年度）の各個別施設計画（長寿命計画）に基づく効果額は、全体で約52億円となります。普通会計（建築物、インフラ施設）の効果額は41.1億円、公営企業会計（上水道、下水道）の効果額は10.5億円となります。

しかし、今後人口の減少により町税の減少が見込まれる一方、高齢化に伴う社会保障費の増大が見込まれることから、公共施設等の整備にまわすことができる財源は限られてくるため、国・県の財政支援を戦略的に活用していくことが重要になります。

また、年によって更新費用が突出して負担が集中しないよう、平準化を行うことも必要です。

◆ 図表 4-23 今後の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

（令和3（2021）年度から10年間）

（百万円）

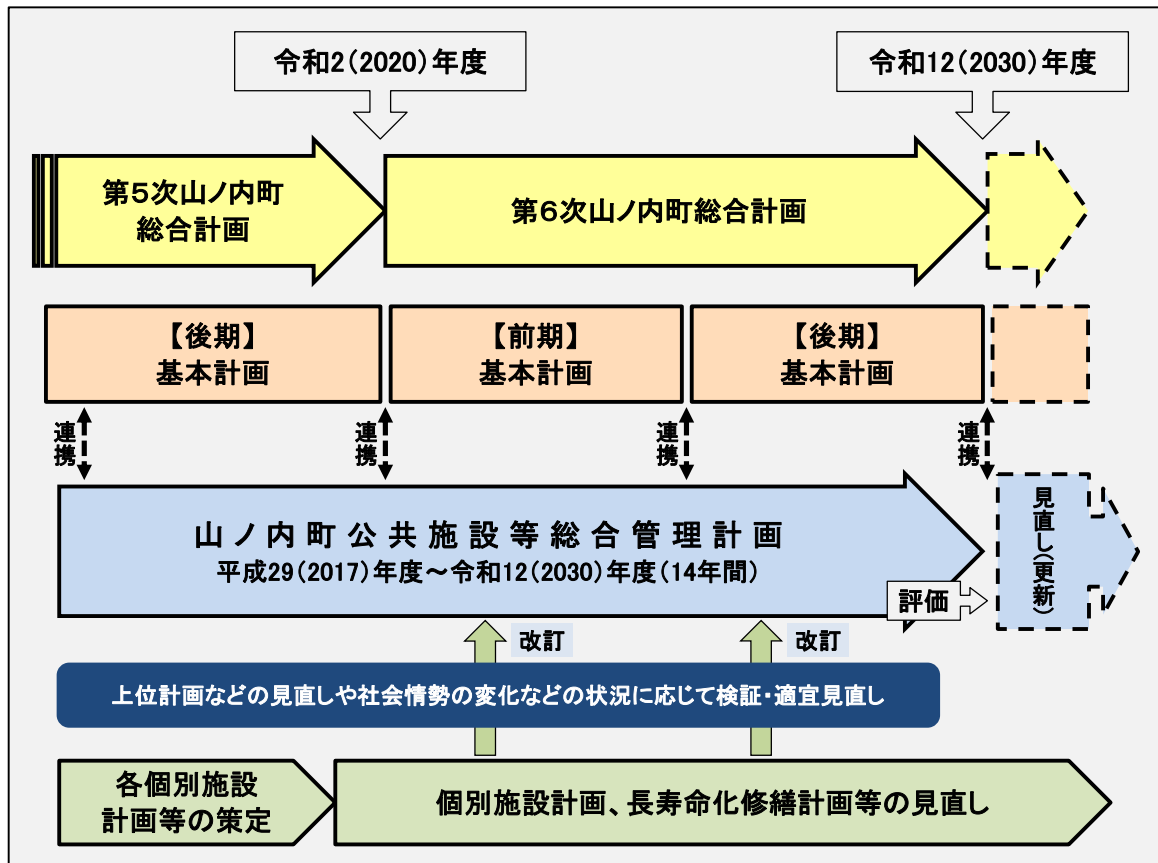
		維持管理・修繕 (①)	改修 (②)	更新費 (③)	合計(④) (①+②+③)	財源見込み	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去5年平均)
普通会計	建築物(a)	3,297	628	0	3,925	学校教育施設等、過疎債、国庫補助等(90%~100%)	7,333	▲3,408	899
	インフラ施設(b)	3,114	556	0	3,670	過疎債、国庫補助等(100%)	4,372	▲702	
	計(a+b)	6,411	1,184	0	7,595		11,705	▲4,110	
公営企業会計	建築物(c)	/	/	/	/	/	/	/	/
	インフラ施設(d)	0	0	4,481	4,481	公営企業債、国庫補助等(100%)	5,526	▲1,045	323
	計(c+d)	0	0	4,481	4,481		5,526	▲1,045	323
建築物(a+c)		3,297	628	0	3,925		7,333	▲3,408	1,222
インフラ施設計(b+d)		3,114	556	4,481	8,151		9,898	▲1,747	
合計(a+b+c+d)		6,411	1,184	4,481	12,076		17,231	▲5,155	1,222

第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間

本計画は、将来の人口の見通しや今後の社会経済情勢の変化等をもとに中長期的な視点に立って策定するものであることから、平成 29（2017）年度から令和 38（2056）年度までの 40 年間を見通しつつ、上位計画である「山ノ内町総合計画」などと整合を図りながら、向こう 14 年間（平成 29（2017）年度～令和 12（2030）年度）を対象期間とします。なお、本町を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の推進状況等の変化を踏まえて必要に応じて見直しを行い、改訂することとします。令和 12（2030）年度は、10 年間を基本的な計画期間とする「山ノ内町総合計画」の第 6 次計画の最終年次にあたることから、本計画においても令和 12（2030）年度を計画の目安として設定しました。

◆ 図表 5-1 計画期間



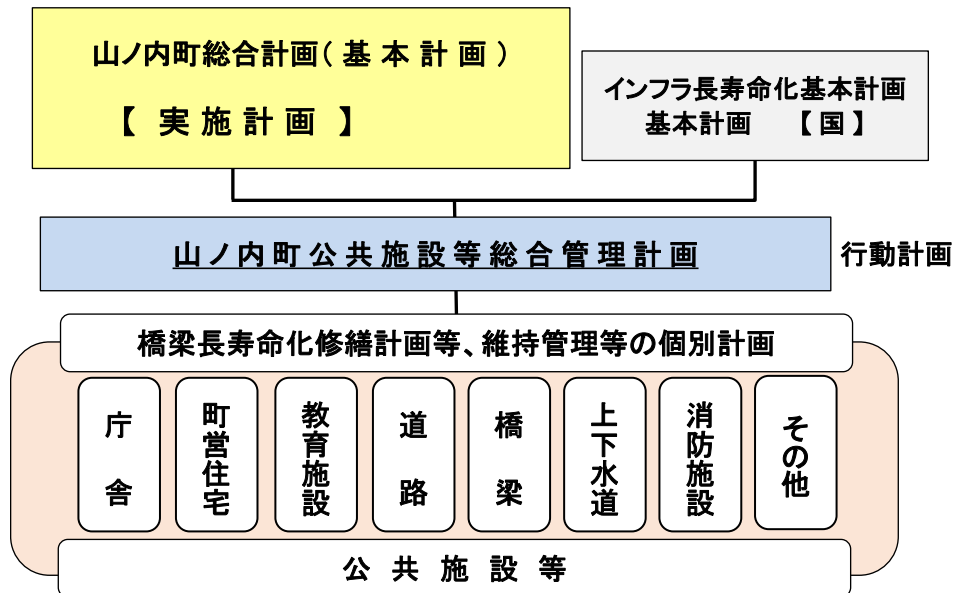
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画は、「山ノ内町総合計画」と整合を図りながら、公共施設等の現状と課題を統一的に把握し、本計画を全庁的な取り組みとしたうえで、主要な公共施設等について、施設の基礎情報や更新・改修に関する中長期の計画などのデータを一元管理するなど、公共施設等のマネジメントに必要な情報を全庁的に共有し、適

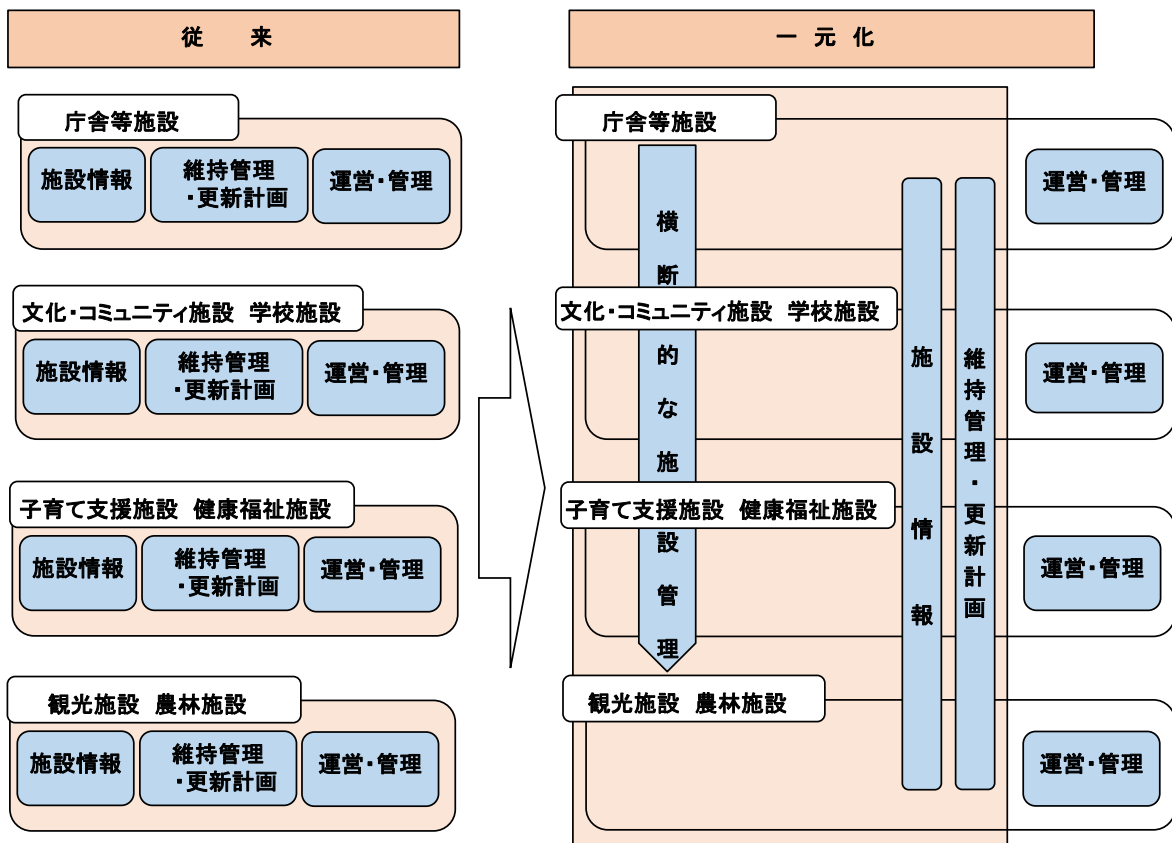
正な分析・評価を行います。また、個別施設計画の進捗管理や固定資産台帳などとの連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めるなど、適切に維持、更新等の管理を実施することができるよう推進体制を構築します。

また、複式簿記による財務書類との連携方法についても検討します。

◆図表 5-2 全庁的な取り組みとするための本計画の位置付け



◆図表 5-3 施設管理の一元化 (イメージ)



3 現状や課題に関する基本認識

① 数量の適正化

公共施設等については、人口減少に伴い全体としては利用需要の減少が見込まれるとともに、年少人口・生産年齢人口の減少、高齢人口が増加することに伴い、必要とする公共施設等の種別・設備が変わっていくことも考えられます。

また、公共施設等の数量についても、現在の施設全てを維持していくことは難しいと考えられることから、数量を適正に保つための施策が必要となります。

② 品質の適正化

公共建築物のうち築後 30 年以上経過しているものが 70.8%、築 20～29 年が 18.6%で、10 年後には築後 30 年以上経過する公共建築物が約 9 割になるため、老朽化や機能の低下が懸念されます。今後、施設の品質を適正に保つためには大規模な改修や更新が必要となります。

③ コスト（財務）の適正化

生産年齢人口の減少と高齢化により、町税の減少と扶助費の増加が予測される中、今後多くの老朽化した公共施設等が更新の時期を迎えます。

歳入の減少により、普通建設事業費に充てることのできる額も、年々減少していくことが予想されることから、施設の長寿命化や大規模改修に当たっては、今後の利用需要などその必要性を検討したうえで、施設の複合化や集約化の視点も持ちながら、必要なサービス水準を保ちつつ、持続可能で最適な規模となるように検討を行う必要があります。

本町では、住民サービスの向上や、経費の削減等を図ってきましたが、今後も、既存施設の維持管理に当たっては、ランニングコストの縮減に努め、効果的・効率的な運営を図っていくことが必要です。

4 公共施設等の管理の数値目標

(1) 公共建築物保有量の縮減目標

現在ある施設を将来も同規模で保持した場合、人口1人あたりが負担する施設の維持更新費は現在以上に増加することになります。

人口1人あたりの負担をこれ以上増やさないためには、維持管理コストの効率化だけでなく、利用需要を考慮する中で施設の総量（延床面積）を減らすことも必要です。

効率的かつ効果的な管理運営に努めながら、持続可能な公共施設等マネジメントを推進するための指標として、計画期間における公共建築物の延床面積の縮減に関する数値目標を「山ノ内町公共施設個別施設計画」で検討した結果に基づき、令和12（2030）年度までに12施設の譲渡・廃止を行い、平成28（2016）年度の計画策定時点の公共施設延床面積から15%削減を目指します。

施設総量（延床面積）を令和12(2030)年度までに15%縮減を目指します。

(2) インフラ施設

インフラ施設については、現在の道路や橋梁、上・下水道管の総量の縮減や廃止を行うことは困難であり、現実的ではありません。

今後も、新たな宅地等の開発などにより、必要に応じて新規整備をしていく必要はありますが、インフラ施設の維持・更新等を推進するために策定された各「長寿命化修繕計画」等に基づき、計画的に点検、修繕を実施していくことで長寿命化を図り、更新サイクルを伸ばすことにより、維持管理のトータルコストを縮減します。

5 公共施設等の管理に関する基本的な方針

本町の現状を認識した上で、計画的な公共施設等の管理のために、更新・複合化・集約化・長寿命化などの基本的な考え方を示します。

今後も必要な施設については、更新して維持管理を図り、機能を集約できる施設については統合するなどして、効率的に行政サービスを提供していきます。

(1) 点検・診断等の実施方針

点検については、日常点検と定期・臨時点検を実施し、その点検履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活用します。また、点検により得た情報で他の公共施設にも該当する事項は、各施設管理者間で情報共有を図ります。

診断については、劣化の進んだ公共施設等の補修（事後保全）を行うのではなく、予防保全型維持管理の視点に立って、必要に応じて点検や劣化診断を効果的に実施することで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、公共施設等の計画的な点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、トータルコストの縮減を図ります。また、その診断結果をもとに設備・機器の計画的な改修等を実施し、省エネルギー・CO₂排出削減を図ります。さらに、設置スペースや建物の耐震性等を踏まえ、設置が可能な施設については太陽光発電システム等の導入を検討します。

新たに公共施設を整備する際は、設計段階から環境に配慮し、建築物の断熱化や省エネルギー・CO₂排出削減型の設備・機器の導入、及び長期使用の可能性を検討するとともに、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設等のコンパクト化や効率化の観点から、施設の統合や複合化について検討を行います。

施設の取り壊しに際しては、優先順位を付けて実施し、事業費等の削減、平準化を図ることとします。

また、維持管理・修繕・更新等についても履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。

その他、施設の整備、維持管理等の運営については、効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PPP・PFI[※]などの民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することも検討していきます。

※ PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的活用や行政の効率化を図るもの。

PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略。PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性が高いと認められた公共施設等で、利用、効用等の高い施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし、危険を除去し安全の確保を図ります。

また、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も施設の利用、効用等の低い公共施設等については、取り壊しを視野に入れて安全の確保を図ります。

(4) 耐震化の実施方針

本計画の安全確保の実施方針に基づき、施設の利用、効用等の高い施設については、施設利用者の安全性の確保及び災害時において、適確に機能を発揮できるよう、引き続き防災・耐震性能等の向上を進めます。

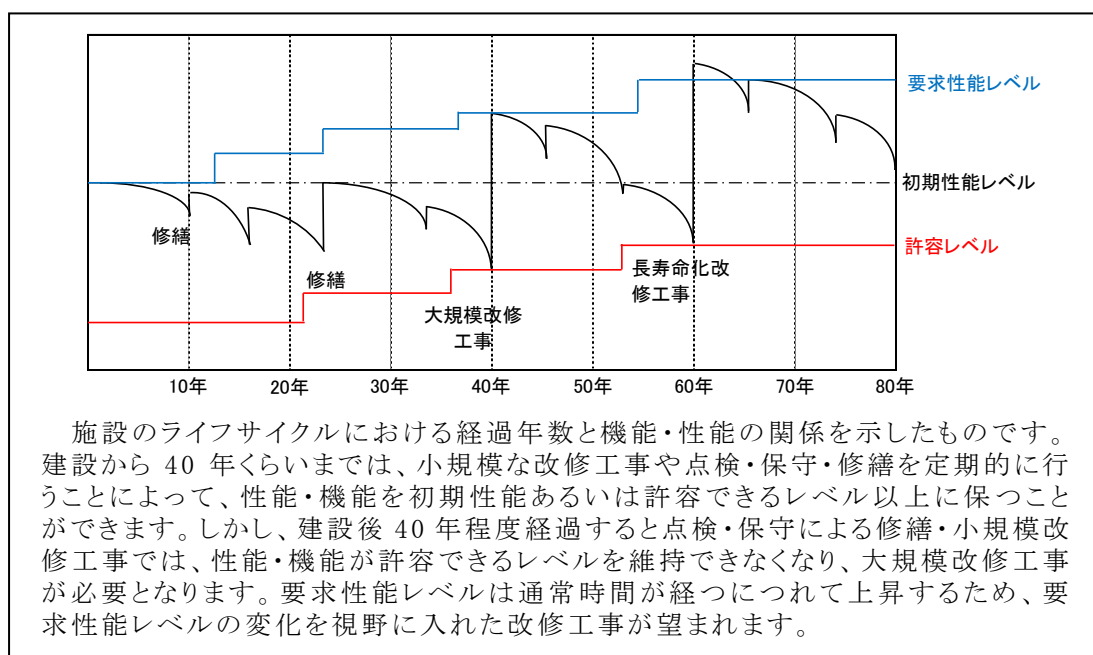
耐震化未実施の施設については、築後 30 年以上経過している老朽施設でもあり、耐震化とともに長寿命化を行う必要があるため、耐震性のある既存建物への機能移転や更新による耐震化も視野に入れ検討します。

(5) 長寿命化の実施方針

公共施設等については、診断と改善に重点を置き、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理等を計画的に実施し、公共施設等を健康な状況に保ちます。更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事により不具合箇所を是正するなど、予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。

また、既に策定済みの個別施設計画（長寿命化計画）等に基づき、維持管理、修繕、更新等を実施することとし、その他の施設については、本計画に準じたうえで、必要に応じて個別に長寿命化計画等を策定することを検討します。

◆ 図表 5-4 長寿命化における経過年数と機能・性能(イメージ)



(6) ユニバーサルデザイン※化の推進方針

公共施設等の改修や更新等を行う際には、住民ニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、誰もが安全・安心で快適に利用できるよう、トイレの洋式化や多言語表記案内の整備など、公共施設等の質を向上させるため、ユニバーサルデザイン化を推進します。

また、既存施設等についても、利用実態等を踏まえて、適宜、導入を検討します。

(7) 複合化・集約化の推進方針

立地が隣接する施設や利用目的が同じような施設は、各施設の利用状況、利便性や立地状況を踏まえ、大規模改修・更新時に複合化・集約化を進め、施設数、保有量を適正化します。

なお、未利用財産の利活用については、必要に応じて個別方針を検討することとし、これらの情報を町民に公表することで、公平、公正な手続きのもと積極的な売却又は貸付けを進めます。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「山ノ内町総合計画」の実施計画を本計画の策定の前提とすることで、所管課をはじめとして企画、財政(予算)等の各課において情報を共有し、関係課との調整を図りつつ、公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するために、全庁横断的な推進体制を構築します。また、必要に応じて職員研修を行い、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。

計画の実施は、まちづくりのあり方に関わることから、町民、有識者、議会等との情報の共有化により、意見の反映を図ります。

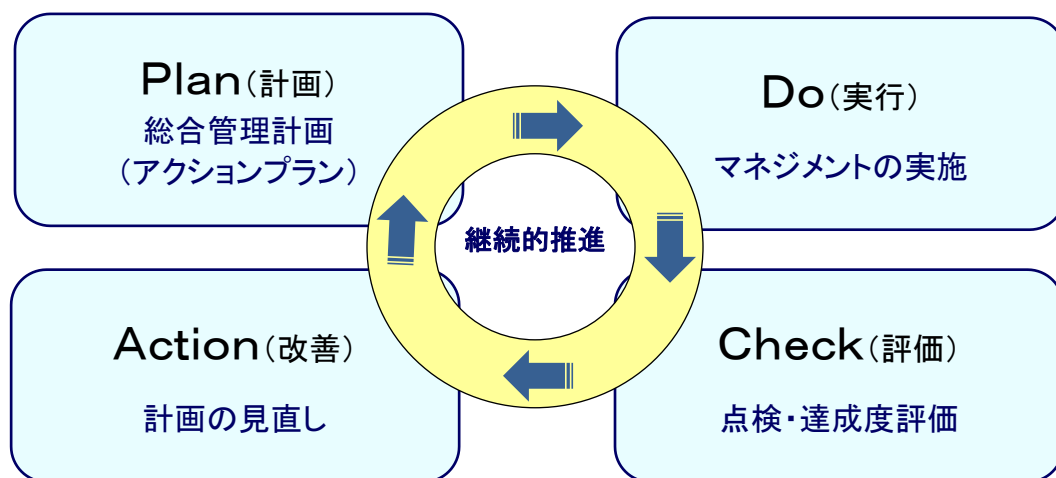
※ ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

6 P D C Aサイクルの推進

本計画は、「山ノ内町総合計画」の実施計画を本計画の策定の前提とすることから、基本計画の更新等に合わせ、本計画に掲げた目標を達成するための進捗管理と点検評価のP D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルの考え方にに基づき計画の随時見直しと充実に努めます。

なお、本計画は長期的な取り組みとなるため、国の制度変更や社会経済情勢の変化など、前提となる条件が大きく変わった時点で、適宜必要な見直しを行うとともに、議会への報告やホームページへの掲載により町民へ公表します。

◆図表 5-5 P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクル(イメージ)



第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 主な施設類型ごとの方向性

基本方針に基づき、所管部署別の類型による管理に関する基本的な方向性を定めます。

◆図表 6-1 施設の保有状況

所管部署別類型	所 管	施設数	延床面積 (㎡)	主な施設
文化・コミュニティ施設	教育委員会	11	13,544.16	文化センター、蟻川図書館、ふれあいセンター、北部公民館、志賀高原ロマン美術館、社会体育館等
学校施設		14	28,235.02	教員住宅、東小学校、南小学校、西小学校、山ノ内中学校、学校給食センター等
子育て支援施設	健康福祉課	7	7,086.88	保育園、子育て支援センターゆめっこ
健康福祉施設		5	5,334.26	屋内ゲートボール場、地域福祉センター、保健センター、旧北部診療所、清掃事業所
住宅施設	建設水道課	24	2,661.17	町営住宅、町民住宅
公園		2	22.97	みろく公園便所、夜間瀬川緑地公園公衆便所
観光施設	観光商工課	15	6,027.06	志賀高原総合会館98、志賀高原総合案内所、情報物産館、楓の湯、公衆便所等
農林施設	農林課	5	3,195.56	よませ活性化センター、志賀高原地域交流センター、生活改善センター、種菌培養センター、農産物加工センター
庁舎等施設	総務課	5	6,667.57	役場庁舎、役場分室、大悲殿、旧和合保育園、田舎暮らし体験住宅
消防施設	消防課	46	3,283.09	山ノ内消防署、コミュニティ消防センター、分団詰所、器具置場、水防倉庫、有線本部庁舎跡資材庫
合 計		134	76,057.74	

(1) 文化・コミュニティ施設

本町では、各地域にふれあいセンターや文化センター等を保有しています。また、蟻川図書館及び志賀高原ロマン美術館、スポーツ施設としては社会体育館、すがかわ体育館を保有しています。それぞれの施設が地域の交流・親睦を深めるために一定の役割を果たしています。

通し 番号	施設名	代表建築物		建物総延床 面積(m ²)
		構造	建築年度	
1	文化センター	SRC	S62(1987)	2,576.60
2	蟻川図書館	RC	H4(1992)	494.23
3	ほなみふれあいセンター	S	H5(1993)	1,207.29
4	よませふれあいセンター	S	H7(1995)	1,229.32
5	(仮称)すがかわふれあいセンター	RC	S49(1974)	910.00
6	北部公民館	S	S53(1978)	632.90
7	旧南部公民館物置	W	S3(1928)	29.16
8	志賀高原ロマン美術館	RC	H8(1996)	1,389.33
9	社会体育館	RC	S44(1969)	3,812.33
10	すがかわ体育館	RC	S50(1975)	1,068.00
11	西館ゴールハウス	S	S63(1988)	195.00
		合計	11施設	13,544.16

※ (仮称)すがかわふれあいセンターは、旧北小学校を利活用し、令和3(2021)年度に増改修を行い公民館施設に再整備しましたが、延床面積は令和2(2020)年度末時点の面積を使用しているため、増築(新築)分は含まれておりません。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行います。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

施設の約半数は、昭和40年～60年代に建設されているため、今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。

【安全確保の実施方針】

各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。

【複合化・集約化の推進方針】

社会体育館は令和4年(2022)、北部公民館は令和5(2023)年に取り壊しの予定をしております。後利用については住民憩いの広場として整備を検討しております。

住民のサービス水準の低下を招かない取り組みを最優先とし、老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設については、施設の複合化・集約化・面積の縮減や廃止等を検討します。

(2) 学校施設

本町は、教員住宅を7施設、小学校を3施設、中学校を1施設、学校給食センターを1施設、児童バス停待合所（トイレ）を1施設保有しています。建設されてから30年以上が経過している施設については、今後大規模な修繕が必要になると考えられますが、児童数の減少が見込まれる中、学校教育環境を維持するため、最適な教育環境について検討する必要があります。

通し 番号	施設名	代表建築物		建物総延床 面積(m ²)
		構造	建築年度	
12	教員住宅 東小	W	S56(1981)	305.00
13	教員住宅 東小校長住宅	CB	S53(1978)	83.77
14	教員住宅 南小2	CB	S49(1974)	122.00
15	教員住宅 南小3	CB	S49(1974)	122.00
16	教員住宅 西小	CB	S52(1977)	122.00
17	教員住宅 中学	CB	S47(1972)	240.00
18	教員住宅 中学	W	S57(1982)	48.81
19	東小学校	RC	S56(1981)	7,846.30
20	南小学校	RC	H1(1989)	5,001.73
21	西小学校	RC	S60(1985)	4,734.00
22	山ノ内中学校	RC	S37(1962)	8,734.50
23	旧北小学校	S	S59(1984)	42.00
24	学校給食センター	S	S56(1981)	829.11
25	児童バス停待合所トイレ(星川)	W	R1(2019)	3.80
		合計	14施設	28,235.02

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

計画的に施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握し、適時修繕します。

生徒、児童の安全・安心な環境の確保と、災害時における地域の核となる施設としての機能を確保するため、施設の耐震化を優先的に進めてきており、すでに小中学校では耐震診断等が終了していますが、今後も定期的な点検・診断を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

建築後30年以上が経過している施設は、大規模な改修が必要になることが見込まれます。今後も継続的に利用していくため、適切な維持管理、適時修繕を行い、計画的に一定規模の改修や更新を実施します。

【安全確保の実施方針】

各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。

生徒、児童の安全な環境を維持することを第一優先として、必要に応じた施設改修・修繕を行います。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。

【複合化・集約化の推進方針】

小中学校の学校施設については、少子化により児童数が減少してきていることから、小学校の統合化や、小中一貫教育も視野に入れ、将来の施設の在り方（転用、複合化、集約化）を含め、必要に応じて関係する担当部局と連携しながら改修等について検討していきます。

(3) 子育て支援施設

本町は、保育園を6施設、子育て支援施設を1施設保有しています。かえで保育園以外、建設されてから30年以上経過しており、ほなみ保育園とよませ保育園は大規模改修済みであるが、そのほかの施設については、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。

通し 番号	施設名	代表建築物		建物総延床 面積(m ²)
		構造	建築年度	
26	志賀高原保育園	RC	S49(1974)	499.70
27	ほなみ保育園	W	S51(1976)	915.84
28	よませ保育園	RC	S52(1977)	901.71
29	すがかわ保育園	S	S61(1986)	743.79
30	かえで保育園	S	H19(2007)	2,300.48
31	旧泉保育園	W	S53(1978)	928.66
32	子育て支援センターゆめっこ	S	S60(1985)	796.70
		合計	7施設	7,086.88

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

計画的に施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握し、適時修繕します。

園児の安全・安心な環境の確保と、災害時における地域の核となる施設としての機能を確保するため、施設の耐震化を優先的に進めてきており、すでに3施設は耐震補強を考慮しながら施設改修をしてきており、今後も定期的な点検・診断を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

建築後30年以上が経過している施設は、大規模な改修が必要になることが見込まれます。今後も継続的に利用していくため、適切な維持管理、適時修繕を行い、計画的に一定規模の改修や更新を実施します。

【安全確保の実施方針】

各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。

園児の安全な環境を維持することを第一優先として、必要に応じた施設改修・修繕を行います。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。

【複合化・集約化の推進方針】

旧泉保育園は令和6(2024)年に取り壊しを予定しています。子育て支援センターに関しては、類似集約を進め、総合こどもセンター化を目指します。

(4) 健康福祉施設

健康福祉施設として屋内ゲートボール場、地域福祉センター、保健センター、旧北部診療所及び清掃事業所を保有しています。屋内ゲートボール場、地域福祉センターは建設されてから20年以上、その他の施設は30年以上経過しているため、今後大規模な修繕が必要と考えられます。

通し 番号	施設名	代表建築物		建物総延床 面積(m ²)
		構造	建築年度	
33	屋内ゲートボール場	S	H8(1996)	1,096.00
34	地域福祉センター	RC	H4(1992)	2,786.51
35	保健センター	SRC	S55(1980)	1,050.09
36	旧北部診療所	W	S61(1986)	160.40
37	清掃事業所	W	S56(1981)	241.26
		合計	5施設	5,334.26

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

高齢者が安全、安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。

保健センターは昭和56(1981)年以前の旧耐震基準で建設され、平成26(2014)年度の耐震診断実施により、耐震化の必要性はなしと診断されましたが、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理を図り、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。また、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。

【安全確保の実施方針】

建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。

【複合化・集約化の推進方針】

各施設とも指定管理者制度による運営の継続等、今後の管理・運営方法について検討を進めます。

(5) 住宅施設

本町が管理する町営住宅は、建設されてから 30 年以上が経過しており、湯ノ原団地については、長寿命化計画に基づいて改修工事が行われております。その他の住宅施設については、今後大規模な修繕あるいは建替えや用途廃止の検討が必要になると考えられます。

通し 番号	施 設 名	代表建築物		建物総延床 面積 (㎡)
		構造	建築年度	
38	湯ノ原集会所 町営住宅	CB	S44(1969)	57.00
39	町営住宅 湯ノ原団地 45-1~4	CB	S45(1970)	132.80
40	町営住宅 湯ノ原団地 45-5~8	CB	S45(1970)	132.80
41	町営住宅 湯ノ原団地 45-9~12	CB	S45(1970)	132.80
42	町営住宅 湯ノ原団地 46-1~4	W	S46(1971)	133.20
43	町営住宅 湯ノ原団地 46-5~6	W	S46(1971)	66.60
44	町営住宅 湯ノ原団地 46-7~8	W	S46(1971)	66.60
45	町営住宅 湯ノ原団地 47-1~4	W	S47(1972)	133.20
46	町営住宅 湯ノ原団地 47-5~8	W	S47(1972)	133.20
47	町営住宅 湯ノ原団地 50-1~3	W	S50(1975)	131.37
48	町営住宅 湯ノ原団地 51-1~3	W	S51(1976)	138.93
49	町営住宅 湯ノ原団地 52-1~2	W	S52(1977)	102.34
50	町営住宅 湯ノ原団地 52-3~4	W	S52(1977)	102.34
51	町営住宅 湯ノ原団地 44-1~2	W	S44(1969)	63.00
52	町営住宅 湯ノ原団地 44-3~4	W	S44(1969)	63.00
53	町営住宅 湯ノ原団地 48-1~4	W	S48(1973)	147.04
54	町営住宅 湯ノ原団地 48-5~9	W	S48(1973)	198.35
55	町営住宅 湯ノ原団地 49-1~4	W	S49(1974)	179.60
56	町営住宅 座王団地 43-1~2	W	S43(1968)	63.00
57	町営住宅 座王団地 43-3~4	W	S43(1968)	63.00
58	町営住宅 座王団地 43-5~6	W	S43(1968)	63.00
59	町営住宅 座王団地 44-1~2	W	S44(1969)	63.00
60	町営住宅 座王団地 44-3~4	W	S44(1969)	63.00
61	町民住宅	S	S58(1983)	232.00
		合計	24施設	2,661.17

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

耐震診断は平成 24(2012)年度に完了していますが、住宅の延命を図るため、定期的に必要な点検・診断や修繕を実施します。また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策等に活かしていきます。

平成 24 (2012) 年度策定された「山ノ内町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、施設の安全確保や長寿命化を図ります。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検の結果を踏まえ、早期の段階に予防的な修繕を実施することで、既存ストックの適正な維持管理に努めるとともに、修繕等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策等に活かしていきます。

「山ノ内町公営住宅等長寿命化計画」に基づく計画的な修繕・更新を実施します。

【安全確保の実施方針】

平成24（2012）年度に耐震診断は完了していますが、各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。

点検結果に基づく修繕においては、入居者が安全かつ安心して生活ができるよう、危険の除去を優先的に実施します。

【長寿命化の実施方針】

予防保全型維持管理及び耐久性の向上等を図るため、老朽化が進む前に予防保全を実施し、既存ストックの改善を進めます。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。

【複合化・集約化の統合等推進方針】

老朽化が著しく耐震性を確保できない住宅については、「山ノ内町公営住宅等長寿命化計画」期間内に今後の方針を検討することとし、計画的な修繕を行いながら、安全で安心な町営住宅の供給を推進します。

なお、建築後30年を経過する町営住宅は、計画的に住宅改修や建替え又は廃止を検討します。

（6）公園

公園施設として、みろく公園便所、夜間瀬川緑地公園公衆便所を保有しています。みろく公園便所は建設されてから20年以上、夜間瀬川緑地公園公衆便所は30年以上経過しているため、今後修繕等が必要と考えられます。

通し番号	施設名	代表建築物		建物総延床面積(m ²)
		構造	建築年度	
62	みろく公園便所	W	H4(1992)	6.47
63	夜間瀬川緑地公園 公衆便所	W	S57(1982)	16.50
		合計	2施設	22.97

●管理に関する基本的な考え方**【点検・診断及び耐震化の実施方針】**

利用者が安全、安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。

【安全確保の実施方針】

施設の継続性や建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な改修・修繕を行います。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。

(7) 観光施設

観光施設については、不特定利用及び特定利用のある施設であり、利用状況や設置目的、維持管理コスト等を総合的に考慮し、廃止・統合の是非や施設のあり方を検討します。

通し 番号	施設名	代表建築物		建物総延床 面積(m ²)
		構造	建築年度	
64	志賀高原総合会館98	RC	H8(1996)	3,626.18
65	志賀高原総合案内所	RC	S61(1986)	638.08
66	情報物産館	S	H9(1997)	495.05
67	やまびこ広場	SC	S60(1985)	259.13
68	楓の湯	W	H14(2002)	418.40
69	薬湯信玄かま風呂資料展示場	S	S58(1983)	170.77
70	渋温泉駐車場	W	H4(1992)	90.01
71	横湯公衆便所	W	H6(1994)	15.08
72	平和観音公衆便所	W	H8(1996)	29.21
73	木戸池公衆便所	W	H7(1995)	43.35
74	清水公衆便所	W	H6(1994)	67.80
75	硯川公衆便所	W	H3(1991)	69.00
76	杳打公衆便所	W	H11(1999)	34.00
77	丸池公衆便所	W	H3(1991)	40.00
78	長池公衆便所	W	H4(1992)	31.00
		合計	15施設	6,027.06

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

今後も継続的に使用する施設については、計画的に施設の点検・診断を実施し、施設の状況を把握していきます。

小規模で簡易な建物については、耐震化は行わず必要最小限の点検管理をすることとします。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。

【安全確保の実施方針】

今後も維持していく施設は、施設の継続性や建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な改修・修繕を行います。

また、老朽化が著しい施設については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を図ります。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。

【複合化・集約化の推進方針】

老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設については、施設の複合化・集約化・面積の縮減や廃止等を検討します。

その他、各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し、実施していきます。

(8) 農林施設

農林施設は、利用者数の減少や設備の老朽化による修繕経費の増大が懸念されることから、維持管理コスト等を総合的に考慮し、廃止・統合の是非や施設のあり方を検討します。

通し 番号	施 設 名	代表建築物		建物総延床 面積 (㎡)
		構造	建築年度	
79	よませ活性化センター	W	H10(1998)	863.01
80	志賀高原地域交流センター	W	H13(2001)	226.06
81	生活改善センター	S	S48(1973)	275.20
82	種菌培養センター	S	S54(1979)	1,767.95
83	農産物加工センター	W	S60(1985)	63.34
		合計	5施設	3,195.56

● 管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

今後も継続的に使用する施設については、計画的に施設の点検・診断を実施し、施設の状況を把握していきます。

小規模で簡易な建物については、耐震化は行わず必要最小限の点検管理をすることとします。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。

【安全確保の実施方針】

今後も維持していく施設は、施設の継続性や建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な改修・修繕を行います。

また、老朽化が著しい施設については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を図ります。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。

【複合化・集約化の推進方針】

生活改善センターは令和 4 (2022) 年に取り壊しを行います。よませ活性化センター、志賀高原地域交流センター以外の施設については、複合化・集約化を検討し、その他の施設は、譲渡又は廃止に向けた検討を行います。

(9) 庁舎等施設

庁舎、大悲殿、旧和合保育園、田舎暮らし体験住宅は、建設されてから 40 年以上、役場分室については 20 年以上が経過していることから、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。

通し 番号	施 設 名	代表建築物		建物総延床 面積 (㎡)
		構造	建築年度	
84	山ノ内町役場 庁舎	SRC	S55(1980)	4,926.27
85	役場分室(観光商工会館)	W	H8(1996)	458.91
86	大悲殿(寺院)	W	S14(1939)	436.10
87	旧和合保育園	W	S47(1972)	763.29
88	田舎暮らし体験住宅	CB	S51(1976)	83.00
		合計	5施設	6,667.57

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

計画的に点検や劣化診断（予防保全）を行うことで、施設の長寿命化を図ります。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化に努めます。

【安全確保の実施方針】

各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。

点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図ります。

【長寿命化の実施方針】

点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。

【複合化・集約化の推進方針】

役場分室は、令和 5（2023）年に取壊しを予定しています。大悲殿、旧和合保育園については、今後譲渡又は廃止に向けた検討を行います。

(10) 消防施設

消防施設については、施設の利用状況や維持管理コスト等を総合的に考慮し、廃止・統合の是非や施設のあり方を検討します。

通し 番号	施設名	代表建築物		建物総延床 面積(m ²)
		構造	建築年度	
89	山ノ内消防署	RC	H25(2013)	1,236.85
90	金安コミュニティ消防センター	SC	H12(2000)	214.38
91	渋温泉コミュニティ消防センター	S	H14(2002)	296.64
92	東部分団沓野部詰所	W	H5(1993)	57.96
93	東部分団湯田中部詰所(共益会館)	S	H25(2013)	44.78
94	東部分団上条部器具置場	W	H24(2012)	66.24
95	渋温泉動力消火栓(東部分団)	RC	S35(1960)	23.10
96	金安部器具置場(東部分団)	CB	S31(1956)	9.60
97	星川部詰所(東部分団)	S	S45(1970)	28.35
98	沓野部湯ノ原詰所(東部分団)	W	S57(1982)	41.00
99	中組器具置場(東部分団)	S	S30(1955)	12.22
100	荒屋器具置場(東部分団)	S	S44(1969)	7.50
101	横湯組器具置場(東部分団)	S	S42(1967)	16.73
102	湯田中部第二器具置場(東部分団)	S	S30(1955)	10.95
103	湯河原器具置場(東部分団)	S	S34(1959)	11.63
104	吉沢器具置場(東部分団)	W	S29(1954)	9.90
105	和田器具置場(東部分団)	CB	S47(1972)	9.90
106	志賀高原部硯川器具置場	S	S47(1972)	21.64
107	志賀高原部発哺器具置場	RC	S47(1972)	10.54
108	志賀高原部一ノ瀬器具置場	CB	S42(1967)	30.60
109	南部分団佐野コミュニティ消防センター	W	H9(1997)	81.97
110	南部分団寒沢部器具置場	W	S33(1958)	52.23
111	南部分団菅部器具置場	W	S57(1982)	28.87
112	南部分団戸狩部詰所	W	H6(1994)	66.24
113	南部分団佐野部器具置場	W	H3(1991)	81.97
114	南部分団穂波温泉部詰所	W	H6(1994)	48.00
115	角間部詰所(南部分団)	W	H3(1991)	33.12
116	西部分団横前コミュニティ消防センター	W	H10(1998)	66.65
117	西部分団宇木コミュニティ消防センター	W	H4(1992)	49.68
118	西部分団コミュニティ消防センター	W	H11(1999)	87.77
119	本郷部器具置場(西部分団)	W	S27(1952)	29.30
120	前坂器具置場(西部分団)	CB	S45(1970)	8.33
121	横手器具置場(西部分団)	W	H1(1989)	6.98
122	上入器具置場(西部分団)	CB	S40(1965)	8.68
123	土平器具置場(西部分団)	CB	S36(1961)	8.33
124	北部分団表落合部詰所	W	H1(1989)	41.40
125	北部分団詰所	W	H7(1995)	74.93
126	北部分団乗廻コミュニティ消防センター	W	H9(1997)	58.23
127	苗間部器具置場(北部分団)	CB	S46(1971)	9.90
128	下須賀川部詰所(北部分団)	W	S60(1985)	41.40
		小計	40施設	3,044.49

通し 番号	施 設 名	代表建築物		建物総延床 面積(m ²)
		構造	建築年度	
129	水防倉庫(横倉)	W	S34(1959)	19.80
130	水防倉庫(宇木)	W	S34(1959)	29.70
131	水防倉庫(星川)	W	S27(1952)	29.20
132	水防倉庫(四ツ屋)	CB	S35(1960)	33.00
133	水防倉庫(温泉)	W	H3(1991)	21.06
134	有線本部庁舎跡資材庫	SC	S59(1984)	105.84
		小計	6施設	238.60
		合計	46施設	3,283.09

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

計画的に点検や劣化診断（予防保全）を行うことで、施設の長寿命化を図ります。消防団詰所は、災害時にその機能を果たせるよう、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化に努めます。

【安全確保の実施方針】

各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。

点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図ります。

【長寿命化の実施方針】

点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。

【複合化・集約化の推進方針】

今後、各消防詰所及び器具置場等のあり方について、消防団の再編に対応して類似集約化を検討します。

(11) インフラ施設の方向性

ア. 道路

本町における町道の総延長は 201,748m、舗装率は 82.5%です。

道路は、町民の日常生活や経済活動を行うための基盤となるものであることから、今後も継続的に道路拡幅などの改良の実施や、道路パトロールを強化し、道路の劣化状況等を速やかに把握できる体制を整えることが重要です。

長期にわたり、道路利用者等が安全・安心に通行できるよう、計画的な維持管理の実施による道路の長寿命化、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路の状態や劣化予測等を把握するため、国等が示す「基準」「要領」などを踏まえ、適切な点検・診断や補修を実施します。また、道路パトロール等の日常点検により、道路施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録し、次の点検・診断等に活用します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。修繕、更新については、道路構造令に基づく技術基準等を適用するとともに、今後、国土交通省から新たに示される各基準等の適用を図っていくものとします。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、道路利用者等に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

イ. 橋梁・トンネル・シェッド

本町における橋梁の数量は105橋、トンネル2箇所、シェッド1箇所となっています。道路施設については、将来大幅な更新費用の増加が予測されるため、各長寿命化修繕計画等に基づき、今後も継続的に修繕を行い、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路法施行規則及び告示に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による定期点検を実施し、健全性を診断します。災害時等に地域の孤立を防ぐため、生活道路及び避難路となる道路に架かる橋梁の耐震対策を優先的に進めます。

また、日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

橋梁の健全性の診断区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、個別施設計画（長寿命化計画）等に基づく計画的な修繕・更新を実施します。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、通行者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

ウ. 上水道

本町における上水道管の総延長は104,639mとなり、配水管が全体の8割を占めています。上水道は、これまで適宜修繕・更新を行いながら、施設の維持管理・改良を図ってきました。また、施設の本格的な更新時期を迎え、南部浄水場は平成30(2019)年度建物及び設備の更新、東部浄水場は令和2(2020)年度より建物及び設備の更新を行っています。今後も継続的に安定したサービスを提供するため、水道アセットマネジメントに基づく計画的な維持管理の実施による管路等の長寿命化、管理コストの平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

また、重要給水施設までの配水管の耐震化を積極的に推進します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

管体調査や漏水実績のデータ蓄積により、布設管路の劣化状況の把握に努め、修繕・改良工事を実施します。

また、管路更新の優先順位を付けることにより、事業量平準化に反映していくこととしています。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

エ. 下水道

本町における下水道管の総延長（農業集落排水を含む）は119,076mとなっています。下水道は、これまで適宜修繕・更新を行いながら、施設の維持管理・改良を図ってきました。現在のところ耐用年数の50年を経過している下水道管はありませんが、10年後には更新時期を迎える見込みです。また、下水道施設は、水質浄化センターが築30年以上経過しています。今後も継続的に安定したサービスを提供するため、経営戦略に基づく計画的な維持管理の実施による管路等の長寿命化、管理コストの平準化を図ることが必要です。

公共下水道及び農業集落排水事業については、令和2（2020）年度より公営企業会計へ移行しました。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

また、重要給水施設までの配水管の耐震化を積極的に推進します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

管体調査や漏水実績のデータ蓄積により、布設管路の劣化状況の把握に努め、修繕・改良工事を実施します。

また、管路更新の優先順位を付けることにより、事業量平準化に反映していくこととしています。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

オ. 農道・林道・用水路

本町における農林道等は、農道延長 97,433m、林道延長 113,372m、林道橋梁 16 橋、林道トンネル 1 箇所、用水路延長 167,648m となっています。農林業の生産性の向上や農用地及び森林の適切な管理を図るため、日常的な点検や巡回などにより施設の状況を把握し、損傷が軽微な段階で修繕するなどの適切な維持管理や、適時・適切な保全対策が必要です。

● 管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常的なパトロール及び定期的な点検・診断を実施することにより、施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

予防保全型維持管理の考え方を導入し、各個別施設計画（長寿命化）等に基づく計画的な修繕・更新を実施します。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

【統合・廃止】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要性が認められない路線は廃止を検討します。

山ノ内町公共施設等総合管理計画

平成 29(2017)年 3月 策定

令和 4(2022)年 3月 改訂

発行者 長野県山ノ内町総務課

〒381-0498 長野県下高井郡山ノ内町大字平穩 3352-1

TEL 0269-33-3111 FAX 0269-33-4527

メールアドレス kikaku-zaisei@town.yamanouchi.nagano.lg.jp

ホームページ <http://www.town.yamanouchi.nagano.jp/>